

ごあいさつ

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、子育て家庭においては、身近な親族や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言や協力を得ることが困難となっています。また、少子化により兄弟姉妹の数も減少しており、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減るなど、子育て家庭を取り巻く環境の変化による子育ての負担や不安は一層大きくなり、子育てを社会全体で支える必要性が増しています。



こうした実情を踏まえ、本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年4月から10年間の集中的な取組を推進する次世代育成支援行動計画を策定し、子育て支援に関する各施策を実施してまいりました。

また、平成24年8月には、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、いわゆる「子ども・子育て関連3法」が制定され、子ども・子育て支援新制度が創設されております。

このたび、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と「第2期 次世代育成支援行動計画」を共同で策定いたしました。本計画は、第1期 次世代育成支援行動計画の基本理念を引き継ぎ、これまで実施してきた子育て支援施策をさらに推し進めるものとなっております。

私は、常々「まちづくりは 人づくり」と申しております。子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を整え、確かな学力、豊かな心、健やかな体などの生きる力を身につけることが、将来の日高市、ひいては日本の発展につながるものと考えます。

今後、この新計画に基づき、子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、次代を担う子どもの健やかな育ちと子育てを支えられるよう、より一層の支援を推進してまいります。

結びになりますが、計画の策定にあたりましては、「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」「市民コメント」等にご協力いただきました市民の皆様、慎重なご審議の上、貴重なご意見、ご提言をいただきました日高市児童福祉審議会の委員の皆様、心から厚く御礼申し上げます。

平成27年3月

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	3
3 計画の全体像	5
(1) 子ども・子育て支援新制度の内容	5
(2) 子ども・子育て支援新制度における事業の全体像	6
4 計画の対象	6
5 計画の期間	6
6 他の計画との調和等	7

第2章 子育てをめぐる本市の現状

1 統計からみた本市の現状	8
(1) 人口の推移	8
(2) 出生の動向	9
(3) 婚姻の動向	10
(4) 女性の就業状況	11
(5) 人口推計	12
2 子育て支援サービスなどの現状	13
(1) 保育所（園）などの状況	13
(2) 子育て支援サービスの状況	15
(3) 幼稚園の状況	17
(4) 小学校・中学校の状況	18
(5) 障害児通園施設の状況	19
(6) 児童虐待などの現状	19
3 ニーズ調査結果からわかる現状	21
(1) 子どもの育ちをめぐる環境	22
(2) 保護者などの就労の状況	23
(3) 教育・保育の利用状況と利用意向	24
(4) 小学校就学後の放課後の過ごし方	25
(5) 子育てに関する、日常の悩みや気になること	26
(6) 市の子育て支援の充実に期待すること	27

4 次世代育成支援行動計画の進捗状況	28
--------------------------	----

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	29
2 基本的な視点	30
3 計画の基本目標	31
4 計画の体系	32

第4章 子ども・子育て支援事業計画

基本目標1 幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援の充実等	36
1 教育・保育提供区域の設定	36
2 教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	37
(1) 幼稚園・認定こども園（1号認定、3～5歳児）	37
(2) 保育所・認定こども園（2号認定、3～5歳児）	39
(3) 保育所・認定こども園・地域型保育事業（3号認定、0～2歳児）	41
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	44
(1) 利用者支援事業	44
(2) 地域子育て支援拠点事業	44
(3) 妊婦健康診査	45
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	45
(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）	46
(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	47
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）	47
(8) 一時預かり事業等	48
(9) 時間外保育事業	50
(10) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔病児・緊急対応強化事業〕）	50
(11) 放課後児童健全育成事業	51
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	53
(13) 多様な主体が参入することを促進するための事業	53

4	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	54
(1)	認定こども園の普及に係る基本的な考え方	54
(2)	質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割等及び推進方策	54
(3)	地域における教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携方策	56
(4)	認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携方策	56
5	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保	57
基本目標2 専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携		58
1	児童虐待防止対策の充実	58
(1)	関係機関との連携と相談体制の強化	58
(2)	発生予防、早期発見、早期対応等	58
(3)	社会的養護施策との連携	59
2	母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進	59
(1)	就業支援方策	59
(2)	生活・子育て支援方策	60
(3)	経済的支援方策	60
3	障がい児施策の充実等	61
基本目標3 職業生活と家庭生活との両立のための雇用環境整備施策との連携		62
1	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	62
2	仕事と子育ての両立のための就労支援	62

第5章 次世代育成支援行動計画

基本目標1 子育て家庭を支援するまち		63
基本施策1-1	子どもと親の健康づくりの推進	63
基本施策1-2	地域における子育ての支援	66
基本施策1-3	子育てにかかる経済的負担への支援	69
基本目標2 子育ても仕事も充実するまち		70
基本施策2-1	子育てと仕事の両立の推進	70
基本施策2-2	仕事と生活の調和の推進	71

基本目標3 子どもが安心して暮らせるまち	72
基本施策3-1 子どもの安全の確保	72
基本施策3-2 子育てを支援する生活環境の整備	73
基本施策3-3 要保護児童への対応	74
基本目標4 子どもが楽しく遊び、学べるまち	77
基本施策4-1 子どもの遊びへの支援	77
基本施策4-2 多様な体験機会の確保	78
基本施策4-3 特色ある教育の充実	79
基本施策4-4 次代の親の育成	80

第6章 計画の推進体制と進捗管理

1 計画の推進体制	83
2 計画の点検・評価などの進捗管理	83

資 料 編

1 計画策定の経緯	84
2 日高市児童福祉審議会条例及び名簿	86
3 日高市福祉計画検討委員会設置規程	88
4 子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査の概要	92

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

■人口減少社会の到来

厚生労働省によれば、平成 25 年の全国の合計特殊出生率※は 1.43 となっており、過去最低まで落ち込んだ平成 17 年の 1.26 から緩やかに増加で推移していますが、出生数は過去最少を記録し、平成 17 年から続く人口減少社会は、その幅を拡大させています。

国立社会保障・人口問題研究所が平成 24 年 1 月に発表した「日本の将来人口推計」（出生・死亡とも中位仮定）では、推計の起点となる平成 22 年に 1 億 2,806 万人であった総人口は、20 年後の平成 42 年には 1 億 1,662 万人になると見込まれていますが、この減少する 1,144 万人のうちの 42%は 14 歳以下の年少人口の減少によるものです。

※合計特殊出生率：15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が一生に産む子どもの数とされる。

■子どもの育ち、子育てをめぐる環境

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化が進み、身近な親族や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言や支援を得ることが困難であるなど、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。また、現在の子どもの保護者等についても、兄弟姉妹の数が少なく、乳幼児と触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えています。

社会状況をみると、依然として経済状況や企業経営を取り巻く環境は厳しく、若年男性をはじめ非正規雇用の割合は高まっています。こうした中、共働き家庭が増える一方で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあります。また、女性の活力による経済社会の活性化の視点から、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められている中、都市部を中心に、依然として多くの待機児童が存在しています。

一方、子育て期にある 30 歳代及び 40 歳代の男性の長時間労働者の割合は高い水準にあり、父親の子育てへの参画に関する意識や意欲は高まってきているものの、子育て期の父親の家事・育児にかかわる時間は、依然として少ない時間となっています。

このような、子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。こうした状況の中、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては生命をも脅かす児童虐待の発生も増加しています。

さらに、少子化により、子どもの数の減少とともに兄弟姉妹の数も減少しており、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しているなど、子どもの育ちをめぐる環境も変容しています。

■子ども・子育てを支援する新たな制度の創設

国では、子ども・子育て支援が充実した社会を実現するために、総合的かつ長期的な少子化に対処するための少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）や子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを集中的、計画的に進めるための次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）等を制定し、平成24年8月には、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の制定のほか、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正を含めた子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）を制定し、子ども・子育てを支援する新たな制度を創設しました。

法では、市町村（特別区を含む。）は、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととし、国及び都道府県は、当該給付及び当該事業が適正かつ円滑に行われるよう必要な各般の措置を講じなければならないこととされています。

特に、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育（法第14条第1項に規定する教育・保育をいう。以下同じ。）及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画（法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。）を定めることとされています。

■次世代育成支援対策推進法等の一部改正

国では、急激な少子化の進行に対応するため、平成15年7月に、次世代育成支援対策推進法を制定し、次代の社会を担う子どもの健全な育成を社会全体で迅速かつ重点的に支援するため、平成17年4月1日から10年間（平成27年3月31日まで）の時限立法で施行

しました。この法律の取組により、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等、一定程度推進されましたが、職場・地域における子育て環境の整備など、子どもが健やかに生まれ、育成される環境をさらに改善することが必要となっています。このため、国では、次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長（平成 37 年 3 月 31 日まで 10 年間の延長）、一般事業主行動計画の策定・届出義務に係る特例措置の創設、母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充、児童扶養手当と年金の併給調整の見直し等の所要の措置を講ずることとなりました。

2 計画策定の趣旨

こうした子どもの育ちや子育てをめぐる環境が変化している中、子どもを安心して育み、集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女ともに保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、行政や地域社会をはじめ社会全体で子どもの育ちと子育てを支援し、すべての子どもの健やかな育ちを実現する必要があります。

これまで本市では、平成 17 年 3 月に「次世代育成支援行動計画（前期計画）」、平成 22 年 3 月に同計画の後期計画を策定し、「子どもが まんなか 子育て応援団ひだか」を基本理念として、すべての子どもが安心して生まれ育ち、すべての親が安心と誇りを持って子育てできる環境を地域協働により整備してきました。

子どもの育ちや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、本市においては法に基づき、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等を提供するとともに、次世代育成支援対策に係る施策を継続的に推進するために、「日高市子ども・子育て支援事業計画」と「日高市次世代育成支援行動計画（第 2 期：前期計画）」を共同策定したものです。

■子ども・子育て支援（新制度）の意義

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる力です。それにもかかわらず、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しさを増し、結婚や出産に希望を持ちながら、その実現をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人々があります。

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者等の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。また、親自身、周囲から様々な支援を受けながら実際に子育てを経験することで、親として成長していきます。地域関係の希薄化が進む中で、こうしたいわゆる「親育ち」の過程も社会全体で支援していくことが必要とされています。

このような状況に鑑みれば、行政が、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。そうした取組を通じ、家庭を築き、子どもを産み育てるという人々の希望がかなえられるとともに、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現していかなければなりません。

子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号）

（目的）

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

3 計画の全体像

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連 3 法に基づく制度であり、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」とともに、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とした制度です。

子ども・子育て関連 3 法

○子ども・子育て支援法

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部を改正する法律

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（改正児童福祉法を含む）

（1）子ども・子育て支援新制度の内容

■質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- ・幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園[※]制度」の改善。具体的には、幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、施設を設置するための手続きを簡素化することや財政措置の見直しを行うことで幼保連携型認定こども園の普及促進を図るものです。

※認定こども園の種類は「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の4種類

■保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

- ・地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定
- ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び[※]地域型保育事業に係る給付（「地域型保育給付」）の制度の創設による保育の量的拡大

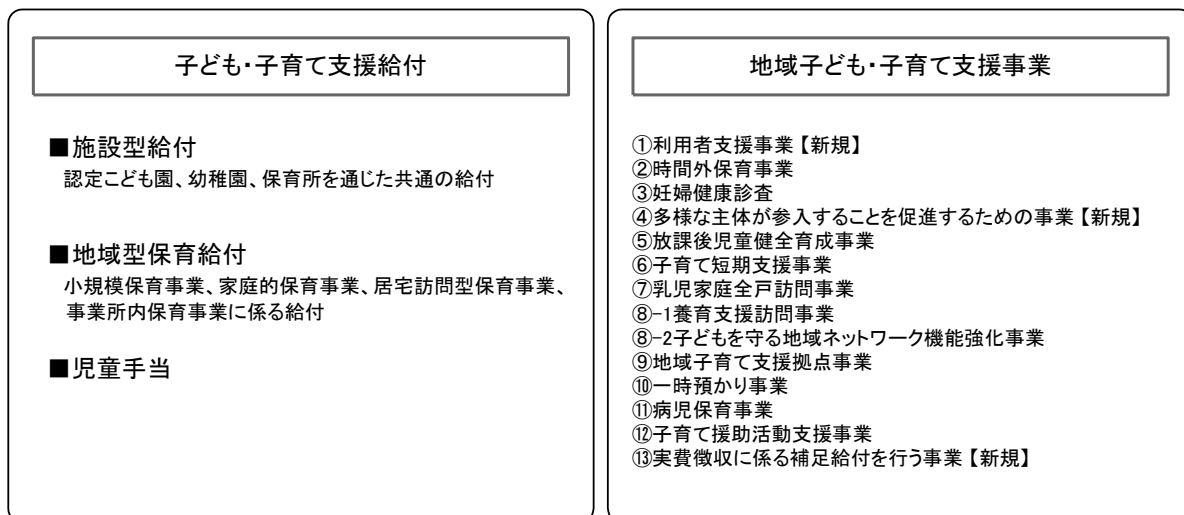
※地域型保育事業の種類は「家庭的保育事業」「小規模保育事業」「事業所内保育事業」「居宅訪問型保育事業」の4種類

- ・幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善などの推進による教育・保育の質的改善

■地域の子ども・子育て支援の充実

- ・放課後児童クラブや地域子育て支援拠点事業などの既存事業の充実及び教育・保育や地域子育て支援事業に関する情報提供、子育ての相談・助言などを行う利用者支援事業などの新規事業の創設

(2) 子ども・子育て支援新制度における事業の全体像

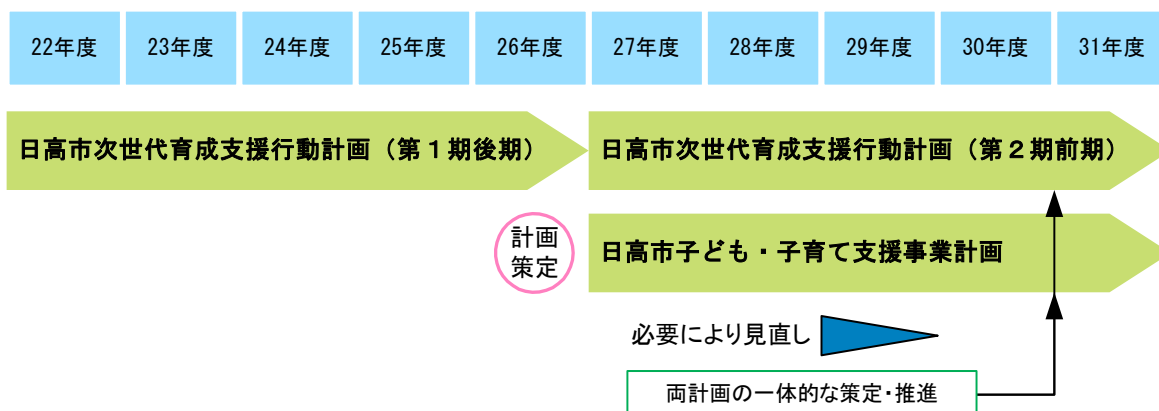


4 計画の対象

障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とします。

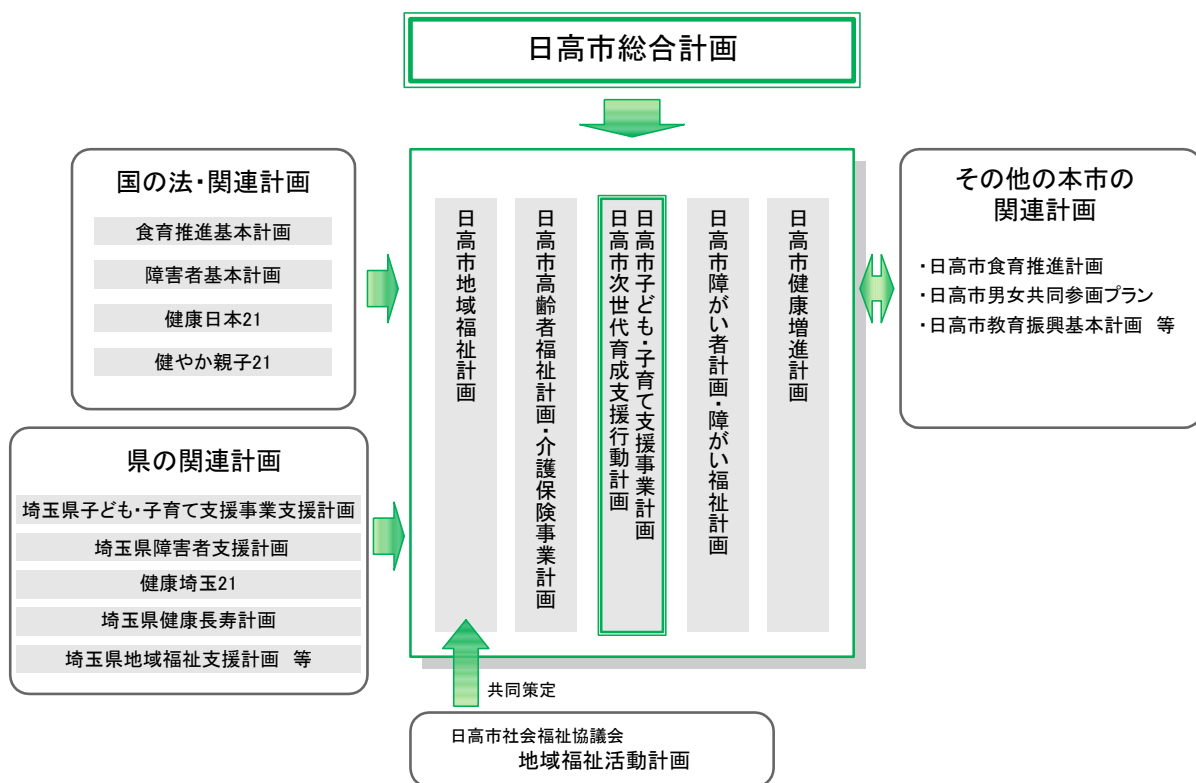
5 計画の期間

計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。



6 他の計画との調和等

子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する市町村地域福祉計画、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に規定する市町村障害者計画その他の法律の規定により作成する計画であって、子ども・子育て支援に関する事項を定めるもの並びにその他の子ども・子育て支援に関する事項を定める計画との間の調和が保たれたものとしています。また、平成 17 年度から平成 26 年度までの日高市次世代育成支援行動計画に位置づけた施策や事業の評価等を反映した「日高市次世代育成支援行動計画（第 2 期：前期計画）」と共同で策定しています。



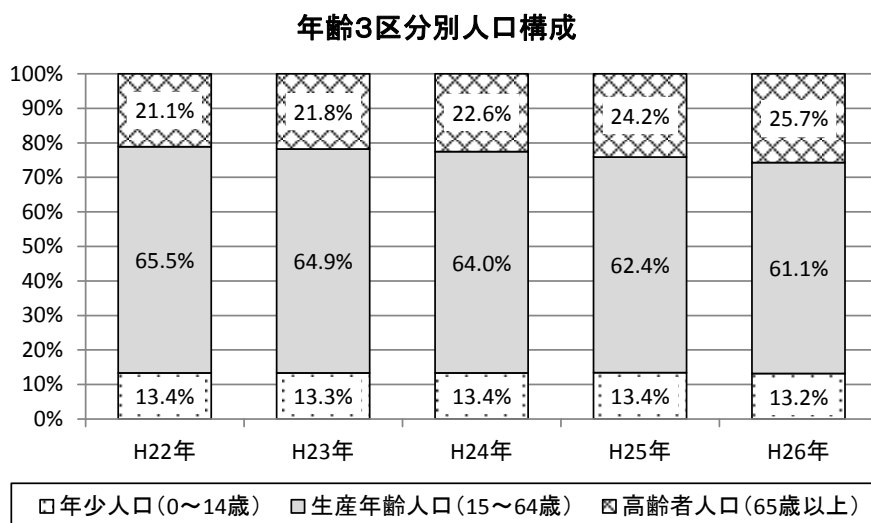
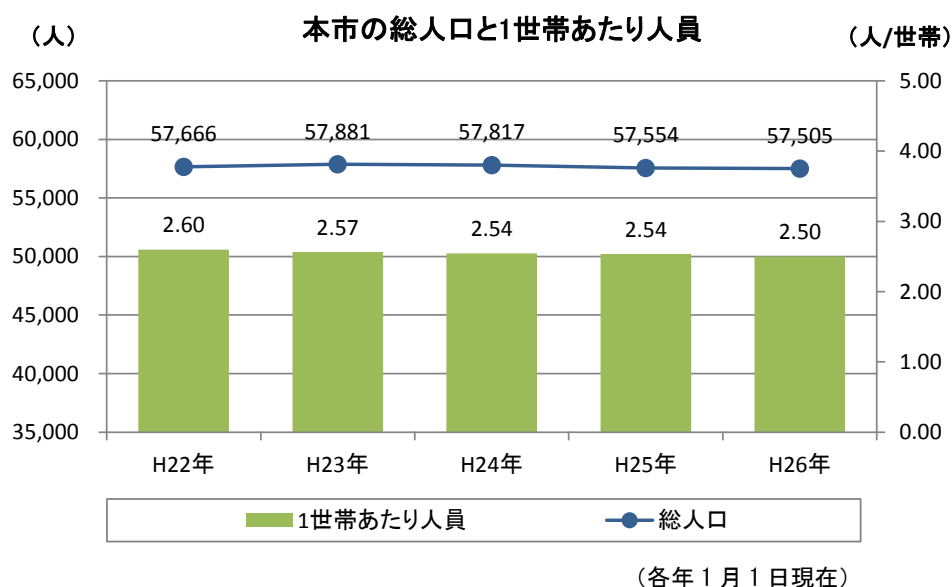
第2章 子育てをめぐる本市の現状

1 統計からみた本市の現状

(1) 人口の推移

本市の総人口は、平成23年の57,881人をピークに近年では減少傾向で推移し、平成26年1月1日現在は57,505人となっています。

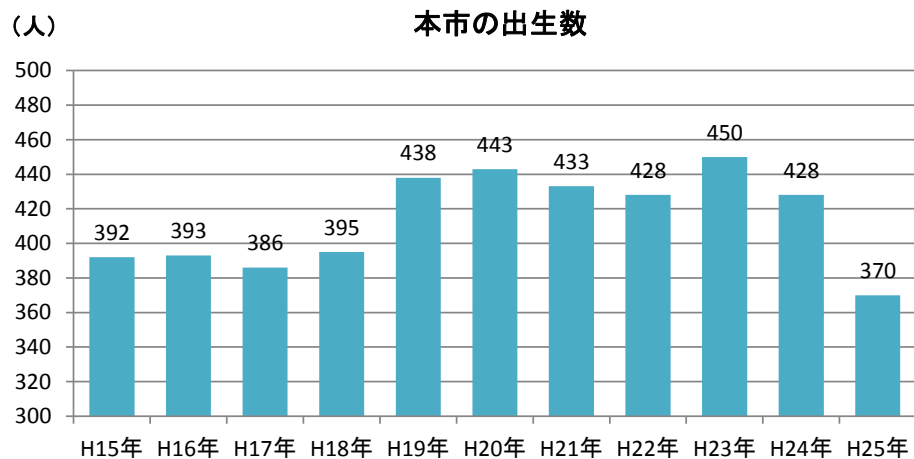
また、年齢3区分別の人口構成をみると、年少人口（0～14歳）は、平成26年時点で7,583人（総人口の13.2%）となっており、平成22年と比べると121人減少しています。



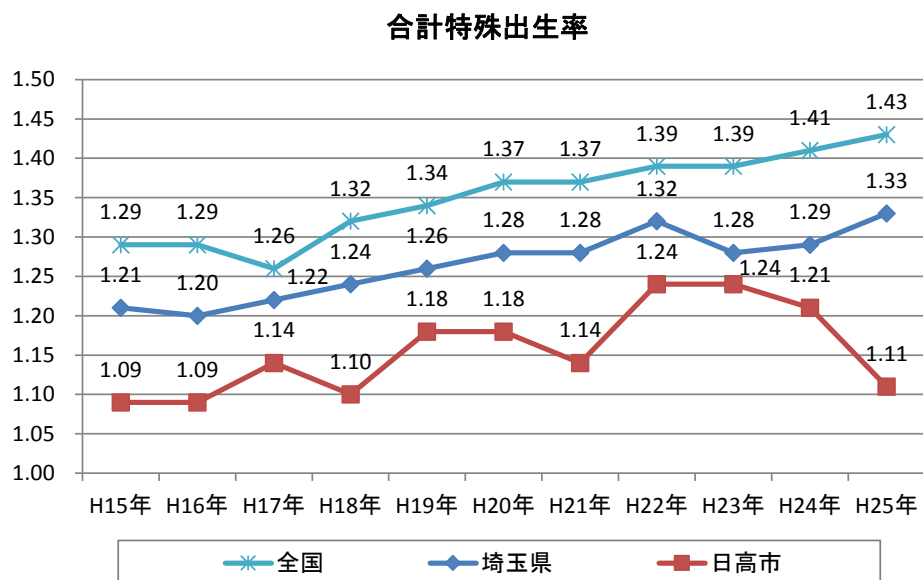
(2) 出生の動向

本市の出生数は、平成18年から平成19年に395人から438人とやや大きく増加しています。平成19年以降は400人台で推移していましたが、平成25年では、これまでよりやや大きく減少し、370人となっています。

また、※合計特殊出生率は、平成15年以降、増減しながらやや増加傾向で推移していましたが、平成25年では1.11と減少しています。全国や県との比較では、全国及び県の平均値を下回る状況が続いています。



資料：埼玉県保健医療部保健医療政策課

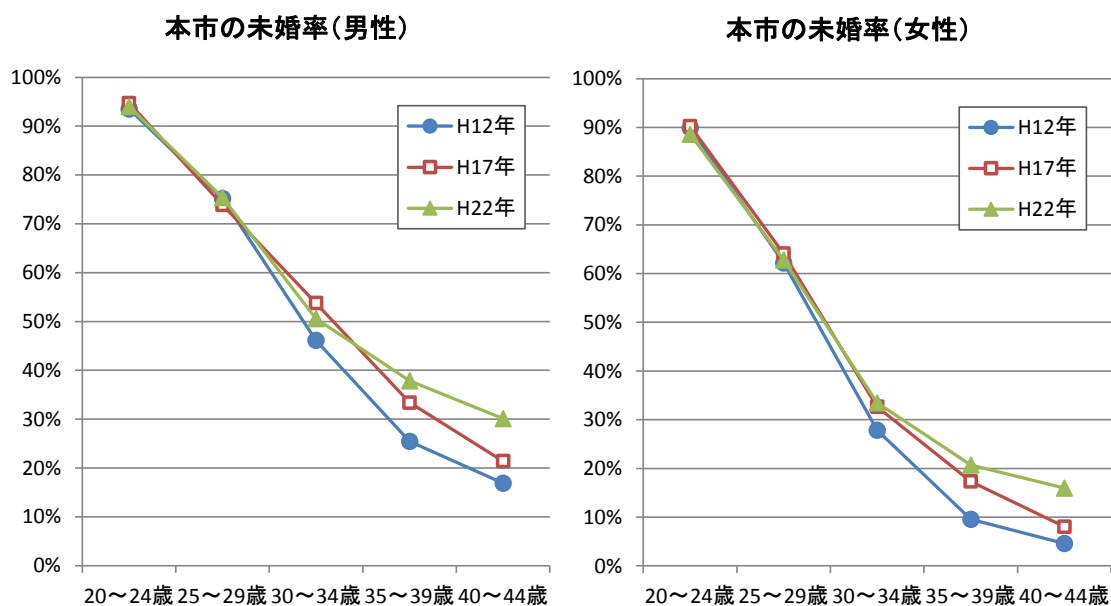


資料：埼玉県保健医療部保健医療政策課

※ 合計特殊出生率：人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの平均数を示します。

(3) 婚姻の動向

国勢調査によると、本市の男性及び女性の未婚率は、平成12年から平成22年にかけて、男女ともに35歳以降で上昇しています。40～44歳の男性をみると、平成12年の16.9%から13.2ポイント上昇し、同年齢階級の女性では、平成12年の4.6%から11.3ポイント上昇しています。



男性	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳
H12 年	93.5%	75.2%	46.2%	25.5%	16.9%
H17 年	94.7%	73.9%	53.8%	33.4%	21.4%
H22 年	94.0%	75.4%	50.6%	37.9%	30.1%

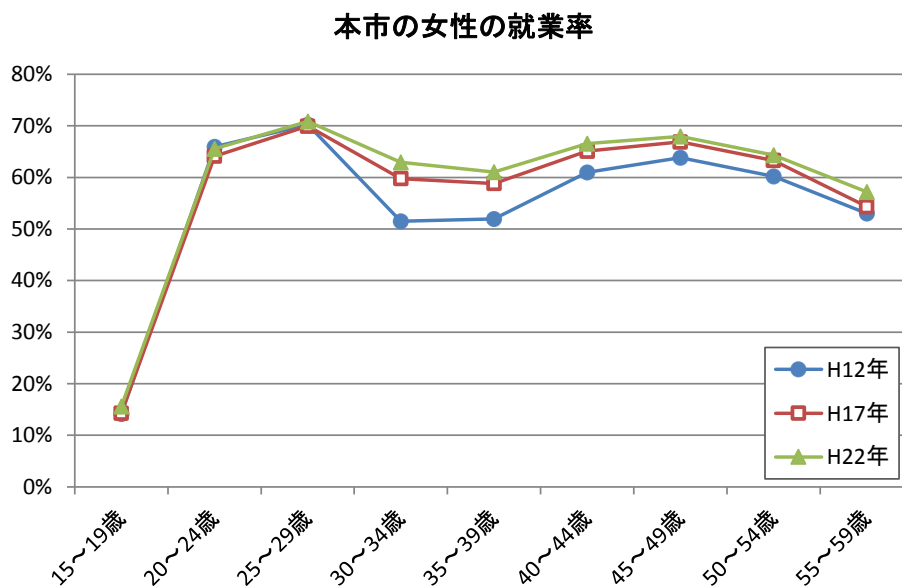
女性	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳
H12 年	89.9%	62.2%	27.8%	9.6%	4.6%
H17 年	90.3%	64.1%	32.6%	17.3%	8.0%
H22 年	88.6%	62.8%	33.5%	20.7%	15.9%

資料：国勢調査

(4) 女性の就業状況

国勢調査から本市の女性の就業率をみると、20 歳代半ばと 50 歳前後という 2 つのピークをもついわゆる「M 字カーブ」を描いており、出産や育児を機にいったん離職し、育児などが終わってから働き出す女性が多いことがうかがえます。

平成 22 年は、平成 12 年と比較すると、M 字カーブの谷の部分が浅くなっています。



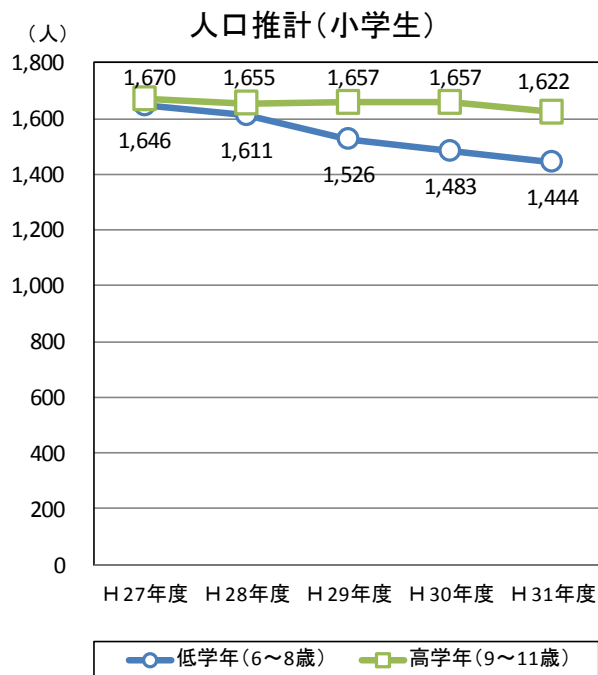
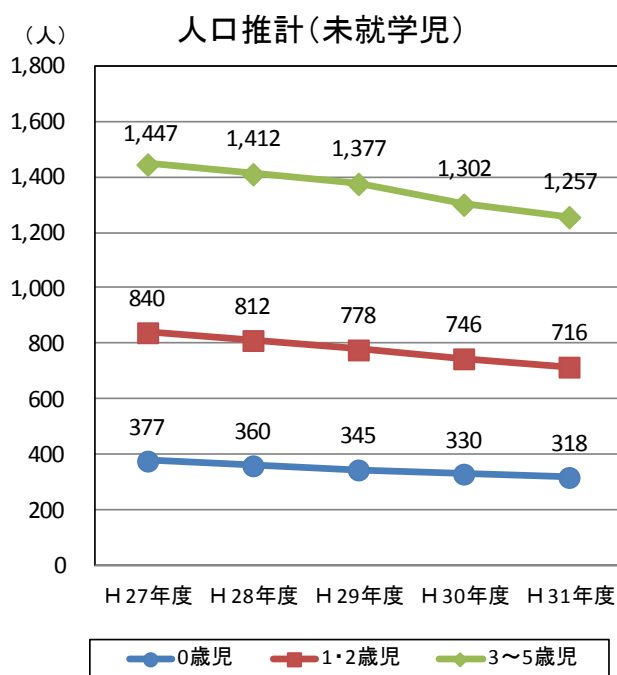
区分	15～19 歳	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳	55～59 歳
H12 年	14.2%	65.9%	70.2%	51.5%	52.0%	61.0%	63.8%	60.2%	53.0%
H17 年	14.3%	64.1%	70.0%	59.8%	58.8%	65.1%	66.9%	63.3%	54.3%
H22 年	15.6%	65.6%	70.8%	62.9%	61.0%	66.6%	68.0%	64.3%	57.2%

資料：国勢調査



(5) 人口推計

本市の未就学児と小学生の平成27年度から平成31年度までの人口推計をみると、小学校高学年では平成28年度から平成29年度にかけてやや児童数が増加するものの、全体的には減少傾向で推移すると予測されます。0歳児をみると平成31年度では318人と、ここ4年間で59人減少することが見込まれています。



区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
0歳	377	360	345	330	318
1歳	411	394	377	362	347
2歳	429	418	401	384	369
3歳	484	440	429	412	395
4歳	474	496	450	439	422
5歳	489	476	498	451	440
6歳	548	497	483	505	458
7歳	569	549	498	484	506
8歳	529	565	545	494	480
9歳	551	535	571	551	500
10歳	569	551	535	571	551
11歳	550	569	551	535	571

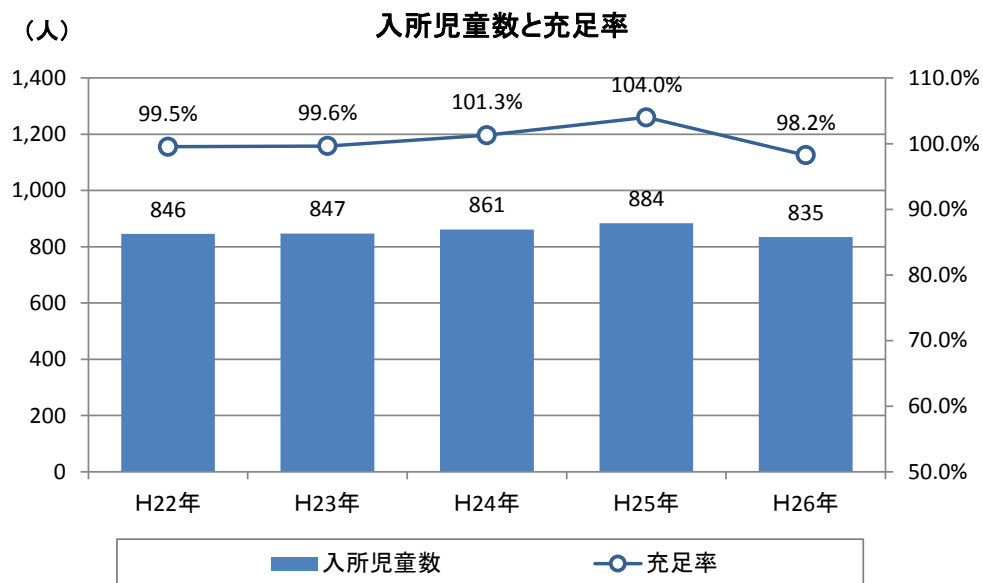
資料：コーホート変化率法による人口推計

2 子育て支援サービスなどの現状

(1) 保育所（園）などの状況

① 保育所（園）入所児童数

本市の保育所（園）の施設数は9か所となっています。入所児童数は、平成22年から平成25年にかけて増加しています。また、充足率は平成25年が最も高く104.0%となっています。



区分		H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
公立	施設数（か所）	3	3	3	3	3
	定員（人）	310	310	310	310	310
	入所児童数（人）	315	302	294	293	275
	充足率（%）	101.6	97.4	94.8	94.5	88.7
私立	施設数（か所）	6	6	6	6	6
	定員（人）	540	540	540	540	540
	入所児童数（人）	531	545	567	591	560
	充足率（%）	98.3	100.9	105.0	109.4	103.7
合計	施設数（か所）	9	9	9	9	9
	定員（人）	850	850	850	850	850
	入所児童数（人）	846	847	861	884	835
	充足率（%）	99.5	99.6	101.3	104.0	98.2

資料：子ども福祉課（各年4月1日現在）

② 保育所待機児童数

本市の国の定義※による待機児童は、平成 22 年から平成 24 年にかけて年々減少し、平成 25 年に解消しましたが、平成 26 年については、待機が発生しています。

区分	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
0 歳児	5	1	2	0	1
1・2 歳児	7	2	0	0	0
3～5 歳児	2	3	0	0	2
合計	14	6	2	0	3

資料：子ども福祉課（各年 4 月 1 日現在）

※■保育所入所待機児童とは（主なもの）【厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課】

- ・保護者が求職中の場合については、一般に、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 27 条（児童を保育することができないと認められる場合）に該当するものと考えられるところであるが、求職活動も様々な形態が考えられるので、求職活動の状況把握に努め適切に対応すること。
- ・広域入所の希望があるが、入所できない場合には、入所申込者が居住する市町村の方で待機児童としてカウントすること。
- ・いわゆる”入所保留”（一定期間入所待機のままの状態であるもの）の場合については、保護者の保育所への入所希望を確認した上で希望がない場合には、除外することができること。

③ 認定こども園の状況

平成 26 年度時点では、市内には認定こども園はありません。

④ 認可外保育施設等の状況

本市の認可外保育施設等の施設数は平成 26 年 4 月 1 日現在 4 か所で、4 か所の合計入所児童数は 89 人となっています。

区分	施設名	定員 (人)	入所児童数 (人)	充足率 (%)
家庭 保育 室	鈴木家庭保育室	6	3	50.0
	武蔵台わんぱく保育園	20	13	65.0
	小計	26	16	61.5
事業 所 内	旭ヶ丘病院 キッズルーム	32	10	31.3
	埼玉医科大学国際医療センター 日高キャンパス託児所「あすなろ」	120	63	52.5
	小計	152	73	48.0
合計		178	89	50.0

資料：子ども福祉課（平成 26 年 4 月 1 日現在）

(2) 子育て支援サービスの状況

① 一時預かり事業の状況

一時預かり事業は、平成 25 年度以降 6 か所で実施しています。平成 25 年度の延べ利用人数は 762 人となっています。

区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
実施施設数（か所）	4	5	5	5	6
延べ利用人数（人）	654	1,199	920	1,122	762

資料：子ども福祉課

② 障がい児保育事業の状況

障がい児保育事業は、平成 25 年度では 6 か所で実施しています。平成 25 年度の延べ利用人数は 45 人となっています。

区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
実施施設数（か所）	7	7	7	7	6
延べ利用人数（人）	24	30	17	35	45

資料：子ども福祉課

③ 病児・病後児保育事業の状況

平成 22 年度から病後児保育を 1 か所で実施しています。平成 25 年度の病児・病後児保育事業の延べ利用人数は 1 人となっています。

区分		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
病後児	実施施設数（か所）	0	1	1	1	1
	延べ利用人数（人）	0	13	1	10	1
病児	実施施設数（か所）	0	0	0	0	0
	延べ利用人数（人）	0	0	0	0	0

資料：子ども福祉課

④ 学童保育（放課後児童クラブ）の状況

学童保育の実施か所は平成 26 年では 10 か所となっています。利用人数は平成 22 年から増加傾向で推移し、平成 26 年では 587 人となっています。

区分	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
入所児童数（人）	496	535	505	582	587
か所数（か所）	8	8	8	8	10

資料：子ども福祉課（各年 5 月 1 日現在）

⑤ 地域子育て支援センターの状況

地域子育て支援センターは、平成 21 年度は 1 か所で、平成 22 年度から 2 か所となっています。

区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
利用人数（延べ人数）	1,941	6,570	3,735	5,000	4,763
か所数（か所）	1	2	2	2	2

資料：子ども福祉課

⑥ ファミリー・サポート・センターの状況

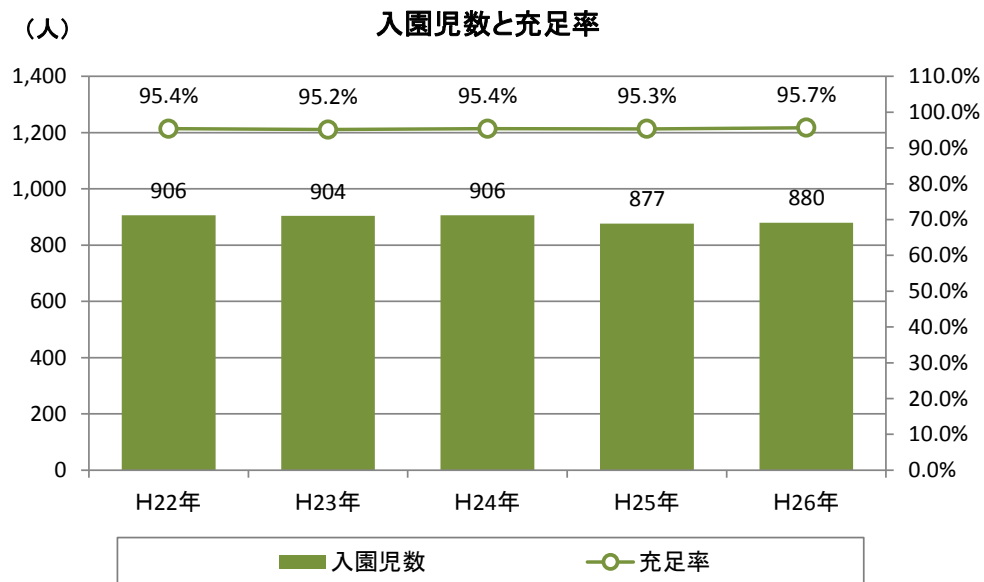
本市では、ファミリー・サポート・センター事業は平成 24 年度から実施しており、活動件数は増加し、平成 25 年度は 662 件となっています。また、各会員数の増加もみられる一方で、依頼会員に比べ、提供会員と両方会員の合計が少ない現状です。

区分		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
活動件数（延べ件数）		—	—	—	420	662
会員数	依頼会員	—	—	—	45	75
	提供会員	—	—	—	28	39
	両方会員	—	—	—	1	1
	合計	—	—	—	74	115

資料：子ども福祉課

(3) 幼稚園の状況

本市の幼稚園の施設数は平成26年では4か所となっています。入園児数は平成24年の906人をピークに減少傾向で推移し、平成26年では合計で880人、充足率は95.7%となっています。



区分		H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
私立	施設数 (か所)	4	4	4	4	4
	定員 (人)	950	950	950	920	920
	入園児数 (人)	906	904	906	877	880
	充足率 (%)	95.4	95.2	95.4	95.3	95.7

資料：子ども福祉課（各年5月1日現在）



(4) 小学校・中学校の状況**① 小学校の状況**

本市の小学校は平成26年では6校あり、児童数は3,268人となっています。

区分	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
児童数（人）	3,111	3,153	3,198	3,226	3,268
学校数（校）	6	6	6	6	6

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

② 中学校の状況

本市の中学校は平成26年では6校あり、生徒数は1,459人となっています。

区分	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
生徒数（人）	1,433	1,410	1,435	1,458	1,459
学校数（校）	6	6	6	6	6

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

③ 特別支援学校の状況

特別支援学校は1校あり、平成26年5月1日現在の小学部から高等部までの本市から通学している合計児童数は13人となっています。

区分	在籍児童数				
	幼稚部	小学部	中学部	高等部	合計
県立日高特別支援学校	－	7	1	5	13
	－	56	24	30	110

※上段は、日高市から通学している人数・下段は、特別支援学校の児童生徒数

資料：学校教育課・その他（平成26年5月1日現在）

(5) 障害児通園施設の状況

平成26年の利用児童数は、児童発達支援が27人、放課後等デイサービスが49人となっており、いずれも平成25年以降増加しています。

利用児童数	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
児童デイサービス	28	43	54	—	—
児童発達支援	—	—	—	18	27
放課後等デイサービス	—	—	—	55	49

※対象児童：未就学児童 支給決定者数

資料：社会福祉課（各年3月31日現在。H26年のみ、5月31日現在）

(6) 児童虐待などの現状

① 家庭児童相談室への相談件数

平成25年度の家庭児童相談室への相談件数は1,864件で、そのうち、「性格・生活習慣」「知能・言語」の相談内容がそれぞれ4割程度とやや高くなっています。

区分	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
性格・生活習慣	636	898	933	887	802
知能・言語	569	814	948	904	779
学校生活（人間関係、登校拒否等）	22	19	23	19	28
非行	1	0	4	2	4
家族関係（虐待、その他）	170	130	117	105	115
環境・福祉	2	2	10	10	55
心身障がい	137	113	121	88	14
その他	11	2	10	5	67
合計（件）	1,548	1,978	2,166	2,020	1,864

資料：子ども福祉課

② 児童虐待認知件数

平成 25 年度の児童虐待認知件数は 37 件で、そのうち、「ネグレクト」が 14 件、「性的虐待」が 13 件とやや多くなっています。

区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
件数	16	24	48	44	37

資料：子ども福祉課

○平成 25 年度の児童虐待認知件数の内訳

区分	0～3 歳児	3 歳～就学前児	小学生	中学生	高校生～18 歳	合計
身体的虐待	3	0	6	1	0	10
心理的虐待	0	0	0	0	0	0
ネグレクト	4	3	5	2	0	14
性的虐待	5	4	2	1	1	13
合計（件）	12	7	13	4	1	37

資料：子ども福祉課

3 ニーズ調査結果からわかる現状

本計画の策定に向けて、幼稚園・保育所・学童保育室などの教育・保育・子育て支援を計画的に整備するために、市民の利用状況や利用希望を把握することを目的とした、「子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査」を実施しました。

■調査期間

平成25年11月18日～平成25年12月2日

■調査対象者

平成25年10月1日現在、住民基本台帳に掲載されている就学前の児童及び学童保育を利用している小学校1年生から3年生までの児童を抽出し、調査を実施。

	配布数	回収数	回収率
就 学 前 児 童	1,018 件	483 件	47.4%
学童保育室利用者	358 件	296 件	82.7%

ニーズ調査結果の活用

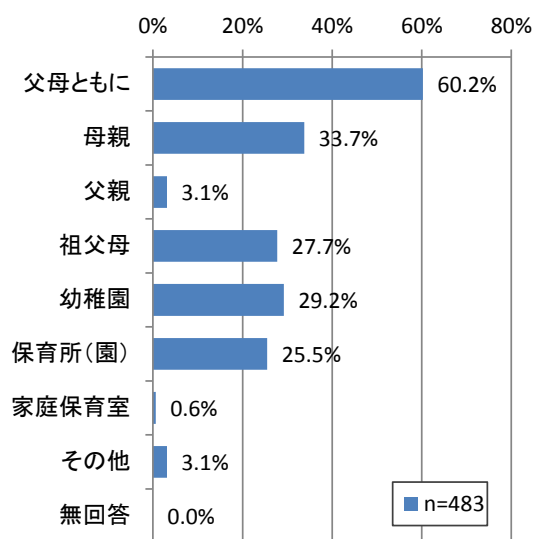
- ① 国必須設問を中心とした「子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査」の実施
- ② 国配布のワークシートにより、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を算出
- ③ 本市のこれまでの事業実績、地域の状況や算出したニーズ量を検証し、本市の各事業の量の見込みを設定
- ④ 本市の各事業の量の見込みに応じた確保方策を設定

(1) 子どもの育ちをめぐる環境

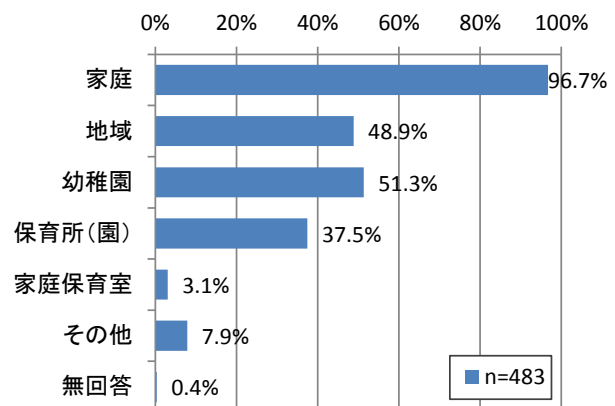
①子育てや教育に日常的に関わっている方、もっとも影響する環境

子育てや教育に日常的に関わっている方は、「父母ともに」の割合が60.2%と最も高く、「母親」が33.7%が続いています。また、子育てや教育にもっとも影響する環境では、「家庭」が96.7%と最も高く、次いで「幼稚園」が51.3%、「地域」が48.9%となっています。

▲日常的に関わっている方



▲もっとも影響する環境

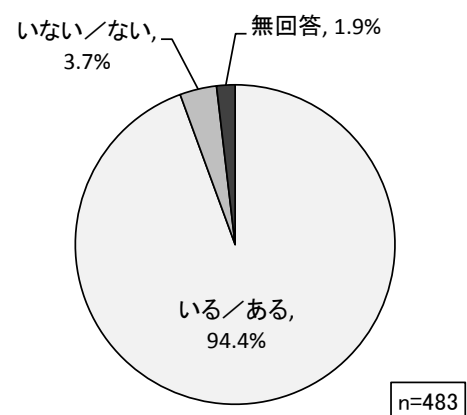


※グラフはともに複数回答でグラフ中凡例 n は回答者数(以下同様)。就学前調査集計(特記がない限り以下同様)

②子育てや教育をする上での相談相手の有無

子育てや教育をする上で気軽に相談できる相手の有無は、「いる/ある」の割合が94.4%と高い中、「いない/ない」の割合は3.7%となっています。

また、主な相談先は、「祖父母などの親族」や「友人・知人」など身近な人の割合がいずれも8割を超え高く、「幼稚園」の割合も2割強と比較的高くなっています。

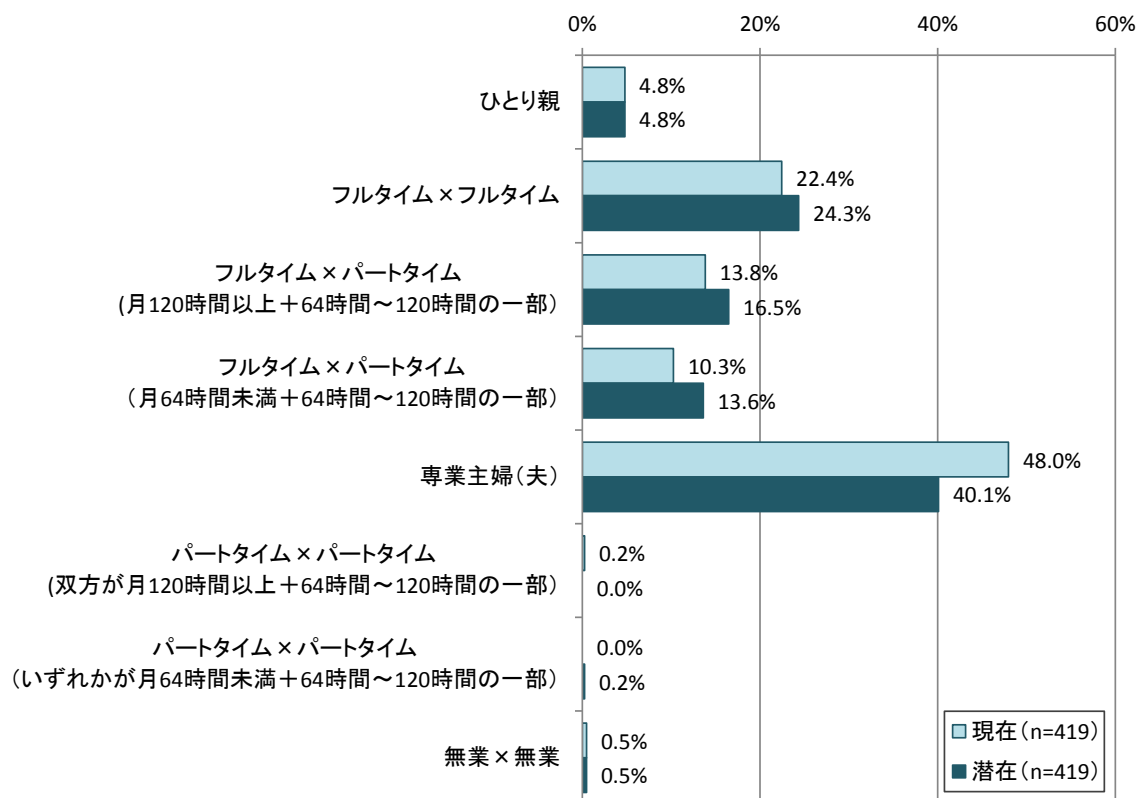


（２）保護者などの就労の状況

下のグラフは、今回の調査結果により父母の就労状況の組み合わせ（家庭類型）を示したものです。

現在の家庭類型では、「専業主婦（夫）」の割合が48.0%と最も高く、「フルタイム×フルタイム」が22.4%、「フルタイム×パートタイム（月120時間以上+64時間～120時間の一部）」が13.8%で続いています。

今後の就労希望などを勘案した潜在の家庭類型では、「専業主婦（夫）」の割合が減少し、「フルタイム×フルタイム」などの共働き世帯が増加しています。



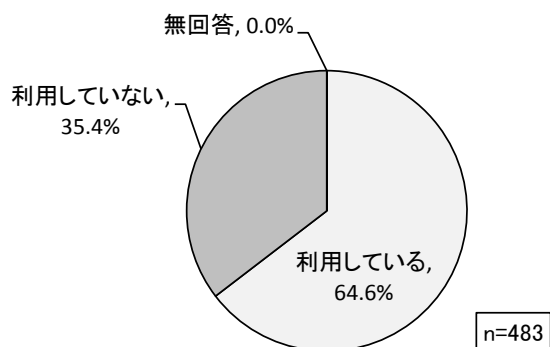
※グラフ中、「現在」は現在の就労状況、「潜在」は今後の就労希望を勘案した割合となっている。

※グラフ中、パートタイムの時間区分は、新制度による保育の必要性の認定の際、保育時間（保育標準時間と保育短時間）を定める指標となるもので、本市では、120時間は保育標準時間の下限、64時間は保育短時間の下限としている。

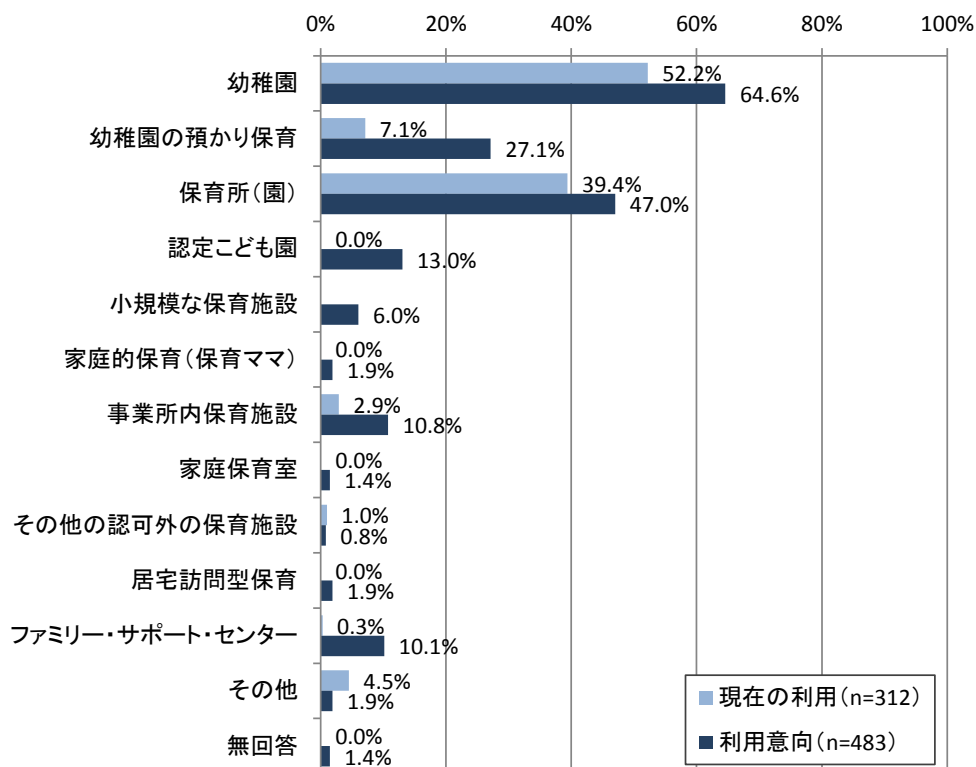
(3) 教育・保育の利用状況と利用意向

幼稚園や保育所(園)などの定期的な教育・保育の利用状況は、「利用している」が64.6%に対し、「利用していない」が35.4%となっています。また、現在利用している教育・保育の種類では、「幼稚園」の割合が52.2%と最も高くなっています。さらに、今後の利用意向では、「幼稚園」や「保育所(園)」の割合が高い中、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「保育所(園)」「認定こども園」などが現在に比べ増加しています。

▲幼稚園や保育所(園)などの定期的な教育・保育の利用



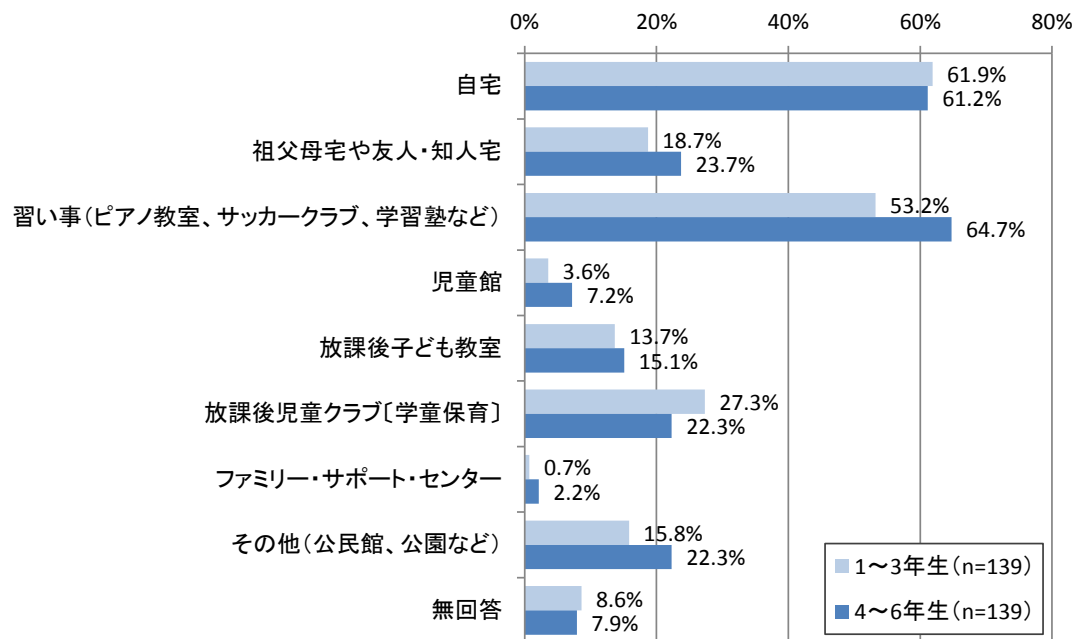
▲教育・保育の利用状況と利用意向



※グラフはともに複数回答

(4) 小学校就学後の放課後の過ごし方

小学校就学後の放課後の過ごし方は、低学年では「自宅」や「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合がそれぞれ6割前後と高い中、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」についても3割弱と高くなっています。また、高学年では、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が低学年に比べ増加し、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が減少しています。

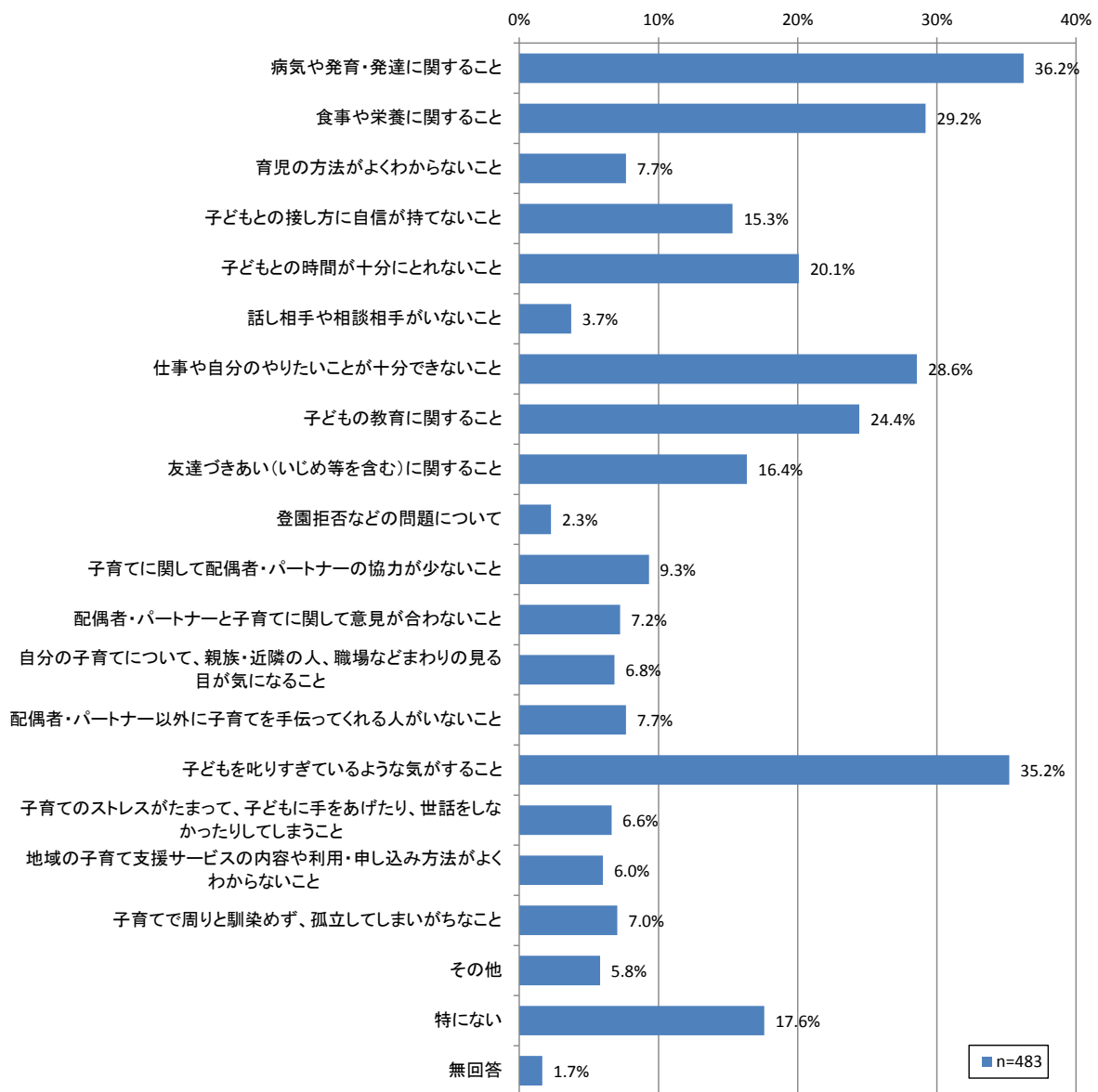


※グラフは5歳児のみの設問で、複数回答



(5) 子育てに関する、日常の悩みや気になること

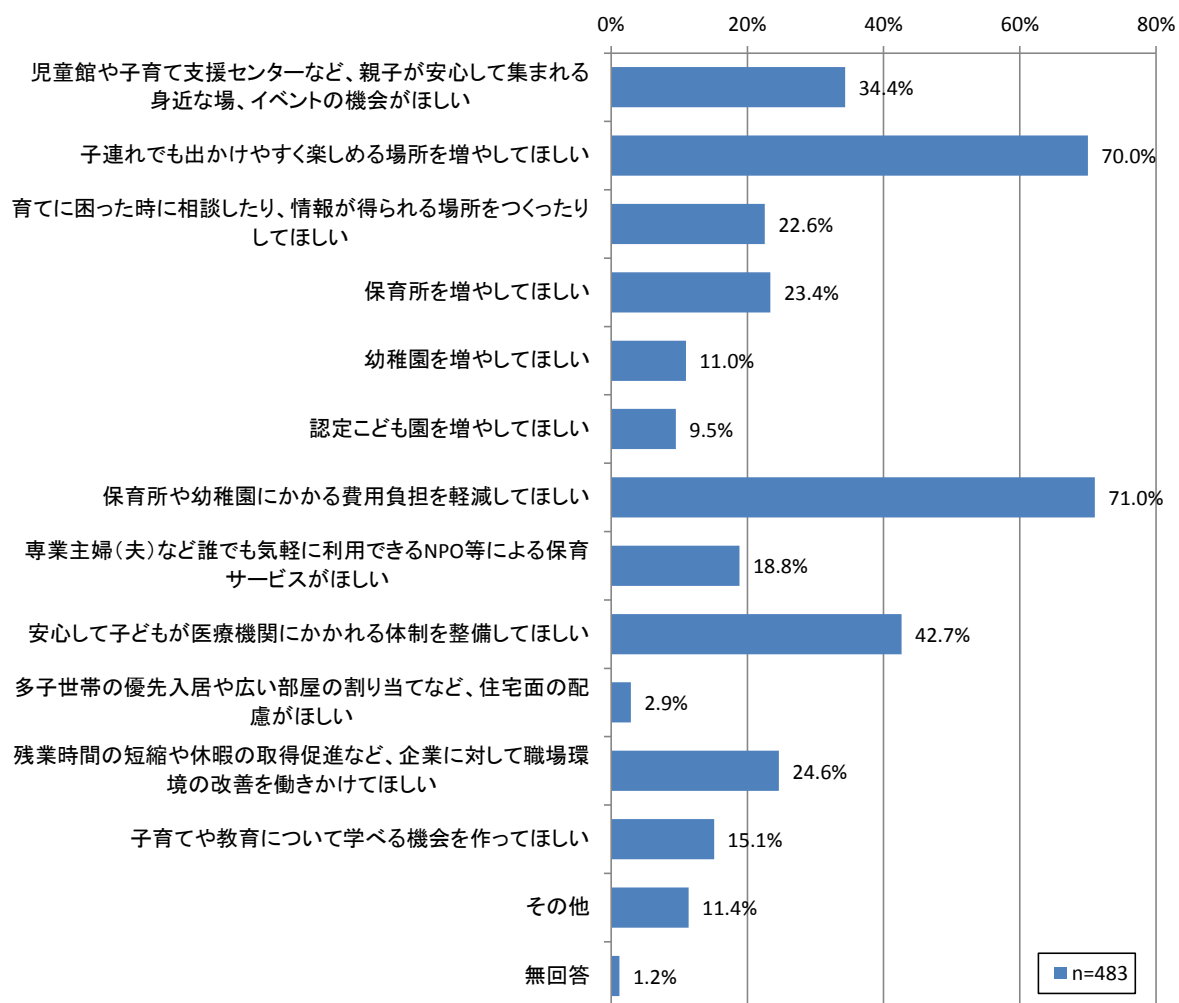
子育てに関する日常の悩みや気になることは、「病気や発育・発達に関すること(36.2%)」「食事や栄養に関すること(29.2%)」「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと(28.6%)」「子どもを叱りすぎているような気がする(35.2%)」の割合がそれぞれ3割前後と高くなっています。



※グラフは複数回答

（6）市の子育て支援の充実に期待すること

市の子育て支援の充実に期待することは、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい（70.0%）」「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい（71.0%）」の割合がいずれも約7割と高くなっています。また、「児童館や子育て支援センターなど、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい（34.4%）」「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい（42.7%）」の割合についてもそれぞれ4割前後と比較的高くなっています。



※グラフは複数回答

4 次世代育成支援行動計画の進捗状況

特定事業の進捗状況

次世代育成支援行動計画（後期）における特定事業の進捗状況は以下のとおりです。

子育て支援サービス	平成 26 年度 目標事業量	平成 26 年度 実績見込み
①通常保育事業	0～2 歳児 381 人 3～5 歳児 570 人	0～2 歳児 327 人 3～5 歳児 541 人
②延長保育事業	0～5 歳児 24 人 実施か所数 4 か所	0～5 歳児 22 人 実施か所数 5 か所
③夜間保育事業	0～5 歳児 0 人	0～5 歳児 0 人
④子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	0～5 歳児 定員数 3 人 実施か所数 1 か所	0～5 歳児 定員数 3 人 実施か所数 1 か所
⑤休日保育事業	0～5 歳児 0 人	0～5 歳児 0 人
⑥病児・病後児保育事業	【病後児対応型】 0～5 歳児 定員数 4 人 実施か所数 1 か所	【病後児対応型】 0～5 歳児 定員数 4 人 実施か所数 1 か所
⑦放課後児童健全育成事業（学童保育室）	6～8 歳児 定員数 430 人 実施か所数 8 か所	6～8 歳児 定員数 525 人 実施か所数 10 か所
⑧地域子育て支援拠点事業	2 か所	2 か所
⑨一時預かり事業（一時的保育事業）	0～5 歳児 定員数 15 人 実施か所数 5 か所	0～5 歳児 定員数 20 人 実施か所数 6 か所
⑩子育て短期支援事業（ショートステイ）	0～5 歳児 定員数 3 人 実施か所数 1 か所	0～5 歳児 定員数 3 人 実施か所数 1 か所
⑪ファミリー・サポート・センター事業	1 か所	1 か所

※特定事業とは、国が保育事業など子育て支援策において重要な事業を選び、市町村が地域行動計画を策定する際に、具体的な数値目標を設定することとしている事業です。

第3章 計画の基本的な考え方

子どもの育ちや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、本市では、子ども・子育て支援新制度に基づき、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等を提供するとともに、次世代育成支援対策に係る施策を継続的に推進するために「日高市子ども・子育て支援事業計画」と「日高市次世代育成支援行動計画（第2期：前期計画）」を共同で策定しました。

1 計画の基本理念

本市の子育て支援策を推進するにあたり、基本理念を次のように掲げます。

子どもが まんなか 子育て応援団ひだか

次代を担う子どもたちが、心豊かで健やかに育つことは、まちの発展に欠かせない要素です。

豊かな自然の中で、子どもたちが健やかに成長できるよう、家庭、地域、事業所、行政が一体となって子育てを応援することで、子どもを中心に、世代を超えた全ての人が元気になるまちづくりを目指します。

「日高市子ども・子育て支援事業計画」と「日高市次世代育成支援行動計画（第2期：前期計画）」は相互に関係し、その策定に当たった基本的な考え方は、ともに「日高市次世代育成支援行動計画（第1期計画）」と同じであることから、共同策定とした本計画は、日高市次世代育成支援行動計画（第1期計画）の基本理念を継承しています。

2 基本的な視点

本計画の基本理念を実現するための視点として、次の3つの視点を重視した取組を展開します。なお、本計画は、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画（第2期：前期計画）との共同計画であることから、この視点は、両計画の共通視点とし、日高市次世代育成支援行動計画（第1期：後期計画）の視点を継承することとしました。

（1）「子ども」の視点

「子ども」とは、おおよそ18歳未満とします。

次代を担う子どもたちの幸せを第一に考え、一人ひとりの子どもの生き方が尊重できるよう、子どもの視点に立った取組を進めます。

（2）「おや」の視点

「おや」とは、次代の親となる中学生・高校生以上の市民、また、広くすべての子どもの保護者とします。

家庭や子どもを持ちたいと思う市民が、家庭や子育てに夢が持てるよう、「次代のおや」の視点に立った取組を進めます。

また、心身ともにゆとりを持って子育てができるよう、「おや」の視点にたった取組を進めます。

（3）「みんな」の視点

「みんな」とは、子どもやその家庭を含めた、地域、学校、事業所、行政、さらには、日高市の自然環境とします。

子どもは社会を構成する重要な一員であるため、子どもや家庭はもとより、地域、事業所、行政をはじめ社会全体が、それぞれの役割を担いながら、みんなで支え合う視点に立った取組を進めます。

3 計画の基本目標

計画の基本目標は、日高市子ども・子育て支援事業計画、日高市次世代育成支援行動計画それぞれについて設定します。

■日高市子ども・子育て支援事業計画【第4章】

基本目標1 幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援の充実等

基本目標2 専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

基本目標3 職業生活と家庭生活との両立のための雇用環境整備施策との連携

■日高市次世代育成支援行動計画【第5章】

基本目標1 子育て家庭を支援するまち

基本目標2 子育ても仕事も充実するまち

基本目標3 子どもが安心して暮らせるまち

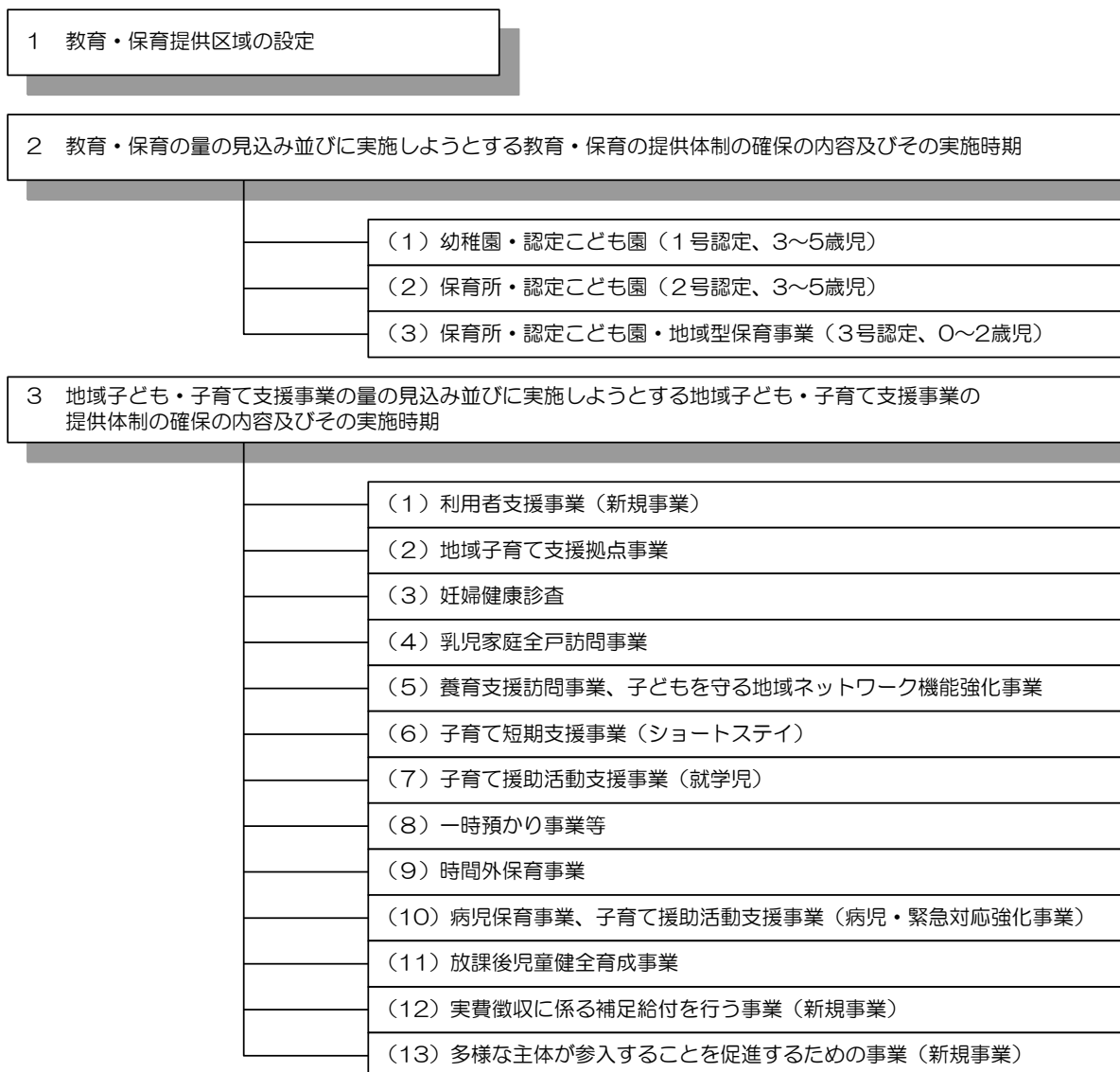
基本目標4 子どもが楽しく遊び、学べるまち

4 計画の体系

日高市子ども・子育て支援事業計画、日高市次世代育成支援行動計画それぞれの計画の体系は以下のとおりです。

■日高市子ども・子育て支援事業計画【第4章】

基本目標1 幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援の充実等



4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- (1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方
- (2) 質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割等及び推進方策
- (3) 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携方策
- (4) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携方策

5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保

基本目標2 専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

1 児童虐待防止対策の充実

- (1) 関係機関との連携と相談体制の強化
- (2) 発生予防、早期発見、早期対応等
- (3) 社会的養護施策との連携

2 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

- (1) 就業支援方策
- (2) 生活・子育て支援方策
- (3) 経済的支援方策

3 障がい児施策の充実等

基本目標3 職業生活と家庭生活との両立のための雇用環境整備施策との連携

1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

2 仕事と子育ての両立のための就労支援

■日高市次世代育成支援行動計画【第5章】

基本目標1 子育て家庭を支援するまち

【基本施策】

1 子どもと親の健康づくりの推進

【施 策】

(1) 健康づくりの推進

(2) すこやか親子支援事業の充実

(3) 思春期保健対策の充実

(4) 小児医療の充実

(5) 食育の推進

2 地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

(2) 保育サービスの充実

(3) 子育て支援のネットワークづくり

(4) 児童の健全育成

3 子育てにかかる経済的負担への支援

(1) 保育料などの負担軽減

(2) 医療費の助成

(3) 子ども手当の支給

基本目標2 子育ても仕事も充実するまち

【基本施策】

1 子育てと仕事の両立の推進

【施 策】

(1) 多様な保育サービスの提供

(2) サービスの質の評価と向上

2 仕事と生活の調和の推進

(1) 男女共同参画の推進

(2) 父親の育児への参加促進

(3) 企業の理解促進

(4) 就職支援の充実

基本目標3 子どもが安心して暮らせるまち

【基本施策】

1 子どもの安全の確保

【施 策】

(1) 子どもの交通安全の確保

(2) 防犯活動の推進

(3) 被害に遭った子どもの保護の推進

2 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 良質な住宅及び居住環境の確保

(2) 安全な道路交通環境の整備

(3) 安心して外出できる環境の整備

3 要保護児童への対応

(1) 児童虐待防止対策の充実

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

(3) 障がい児施策の充実

基本目標4 子どもが楽しく遊び、学べるまち

【基本施策】

1 子どもの遊びへの支援

【施 策】

(1) 身近で魅力ある遊び場の整備

(2) 子どもの居場所の確保

2 多様な体験機会の確保

(1) 地域活動の促進

(2) 文化・芸術活動の促進

(3) スポーツ・レクリエーション活動の促進

(4) 自然・環境活動の促進

3 特色ある教育の充実

(1) 個性を生かす幼児・学校教育の推進

(2) 教育相談の充実

(3) 特別支援教育の充実

4 次代の親の育成

(1) いのちを大切にする機会の充実

(2) 生きる力の育成に向けた教育環境の整備

(3) 家庭や地域の教育力の向上

(4) 有害環境対策の推進

第4章 子ども・子育て支援事業計画

基本目標 1 幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援の充実等

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、保護者や子どもが居宅より移動することが可能な区域であり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制確保の実施単位として設定するものをいいます。したがって、子ども・子育て支援事業計画の各施策においては、設定した教育・保育提供区域ごとに**量の見込み**（教育・保育施設及び地域型保育事業又は地域子ども・子育て支援事業の利用ニーズ量の見込みをいいます。）及び**確保方策**（教育・保育施設及び地域型保育事業又は地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の方策をいいます。）を定めます。

本市の教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して設定しています。

【教育・保育提供区域】

本市の教育・保育提供区域は、基本の区域を市全域とします。ただし、地域子ども・子育て支援事業のうち放課後児童健全育成事業においては、その提供区域を小学校区単位とします。

【区域設定の考え方】

本市における保育所、幼稚園、一時預かり事業などの利用状況をみると、利用希望先と利用者の居住地域は、必ずしも一致するものではなく、保護者の勤務地や通勤経路、利用施設の特色や周辺環境などにより、利用を希望する理由は、さまざまです。また、本市の地理的条件や交通事情から、利用者の利用可能地域は限定されるものではないと考えられます。

一方、放課後児童健全育成事業においては、その利用が小学校に在学している児童に限られています。

これらのことから、基本の区域は、市域全体を1区域とし、放課後児童健全育成事業に係る区域については、小学校区単位で設定することとします。

【用語の解説】

教育・保育：教育・保育施設及び地域型保育事業所で行う幼児期の学校教育及び児童福祉法の保育をいいます。

教育・保育施設：幼稚園、認定こども園、保育所をいいます。

地域型保育事業：家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業をいいます。

地域子ども・子育て支援事業：子ども・子育て支援法第59条に規定する13の事業をいいます。

2 教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

※ 教育・保育施設や地域型保育事業を利用する子どもに係る認定区分は、次のとおりです。

1号認定：子どもが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合の認定

2号認定：子どもが満3歳以上で、保育所等での保育を希望する場合の認定

3号認定：子どもが満3歳未満で、保育所等での保育を希望する場合の認定

(1) 幼稚園・認定こども園（1号認定、3～5歳児）【提供区域：市全域】

【量の見込みと確保方策】

1号認定に対する提供体制の確保に当たっては、2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される数を幼稚園に係る量の見込みとし、これを含めて確保していきます。

市内幼稚園（4園）の平成26年度の定員の合計は920人であり、この定員は、平成31年度までのいずれの年度においても量の見込み（市外施設で確保する78人を除く。）を上回っています。この上回る定員を有効に活用するため、平成28年度に1園、平成29年度に2園の幼稚園が認定こども園へ移行して保育所機能を確保することを見込んでいます。このため、平成28年度及び平成29年度に1号認定の定員減少を見込んでいます。

（単位：人）

			H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
① 量の 見込み	市内 居住 児童	1 号認定	749	731	712	674	650
		2 号認定(幼稚園)	128	125	122	116	112
	市外居住児童		89	89	89	89	89
② 確保 方策	市外施設での確保人員		78	78	78	78	78
	市内施設 の定員	市内人員	831	821	801	801	801
		市外人員	89	89	89	89	89
		計	920	910	890	890	890
	特定教育・保育施設		0	910	890	890	890
	確認を受けない幼稚園		920	0	0	0	0
②－①			32	43	45	89	117

【提供体制の確保の内容】

(市外の施設において確保する「市内居住児童のための人員」)

(単位：人)

市外施設の所在地	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
川越市	30	30	30	30	30
飯能市	20	20	20	20	20
狭山市	14	14	14	14	14
坂戸市	9	9	9	9	9
鶴ヶ島市	2	2	2	2	2
毛呂山町	3	3	3	3	3
合計	78	78	78	78	78

(市内の施設において確保する「市外居住児童のための人員」)

(単位：人)

市外居住児童の住所地	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
川越市	38	38	38	38	38
飯能市	46	46	46	46	46
狭山市	2	2	2	2	2
坂戸市	1	1	1	1	1
鶴ヶ島市	1	1	1	1	1
毛呂山町	1	1	1	1	1
合計	89	89	89	89	89

(市内の施設において確保する定員)

(単位：人)

市内施設の種別	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
※特定教育・保育施設	0	910	890	890	890
認定こども園	0	130	650	650	650
幼稚園	0	780	240	240	240
※確認を受けない幼稚園	920	0	0	0	0
合計	920	910	890	890	890

※特定教育・保育施設とは、教育・保育施設（認定こども園や幼稚園）のうち、子どもに係る認定手続を必要とすること等の確認を受けた施設をいいます。

※確認を受けない幼稚園とは、子どもに係る認定手続を要せず、従前どおりの運営を継続する幼稚園をいいます。なお、確保する定員は、1号認定（2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものを含む。）の児童の量の見込みに対して設定しています。

（２）保育所・認定こども園（２号認定、３～５歳児）【提供区域：市全域】

【量の見込み】

平成 26 年 3 月現在における 3～5 歳児の保育所入所希望児童（入所中の児童を含む。）数の 3～5 歳児人口に対する割合により、各年度の推計児童人口（3～5 歳児人口）から量の見込みを算出しています。

【確保方策】

初年度（平成 27 年度）には、市内施設の定員が量の見込み（市外施設で確保する 24 人を除く。）を上回っていることから、各年度の提供体制において、この定員を維持していきます。

（単位：人）

			H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	市内居住児童		567	554	540	510	493
	市外居住児童		14	14	14	14	14
②確保方策	市外施設での確保人員		24	24	24	24	24
	市内施設 の定員	市内人員	556	556	556	556	556
		市外人員	14	14	14	14	14
		計	570	570	570	570	570
	特定教育・保育施設		570	570	570	570	570
②－①			13	26	40	70	87

【提供体制の確保の内容】

（市外の施設において確保する「市内居住児童のための人員」）

（単位：人）

市外施設の所在地	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
川越市	3	3	3	3	3
飯能市	8	8	8	8	8
狭山市	4	4	4	4	4
坂戸市	0	0	0	0	0
鶴ヶ島市	0	0	0	0	0
毛呂山町	9	9	9	9	9
合計	24	24	24	24	24

(市内の施設において確保する「市外居住児童のための人員」)

(単位：人)

市外居住児童の住所地	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
川越市	3	3	3	3	3
飯能市	4	4	4	4	4
狭山市	1	1	1	1	1
坂戸市	1	1	1	1	1
鶴ヶ島市	3	3	3	3	3
毛呂山町	2	2	2	2	2
合計	14	14	14	14	14

(市内の施設において確保する定員)

(単位：人)

市内施設の種別	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
※特定教育・保育施設	570	570	570	570	570
認定こども園	0	12	36	36	36
保育所	570	558	534	534	534
合計	570	570	570	570	570

※特定教育・保育施設とは、教育・保育施設（認定こども園や保育所）のうち、子どもに係る認定手続を必要とすること等の確認を受けた施設をいいます。



(3) 保育所・認定こども園・地域型保育事業(3号認定、0～2歳児)【提供区域：市全域】

1) 0歳児

【量の見込みと確保方策】

母親の平均的な育児休業の取得状況と就労ニーズを分析して量の見込みを算出し、これに対応する新規定員の確保方策として、平成28年度における幼稚園1園の認定こども園への移行及び小規模保育事業所1施設の新設を、平成29年度における幼稚園2園の認定こども園への移行及び小規模保育事業所1施設の新設を目標に、平成29年度に提供体制を確保することができるよう多様な事業者の能力の活用を推進していきます。

(単位：人)

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	市内居住児童	103	99	95	90	87
	市外居住児童	0	0	0	0	0
②確保方策	市外施設での確保人員		0	0	0	0
	市内施設 の定員	市内人員	48	66	96	96
		市外人員	0	0	0	0
		計	48	66	96	96
	特定教育・保育施設		45	57	81	81
	特定地域型保育事業		0	6	12	12
	認可外保育施設		3	3	3	3
②-①		▲55	▲33	1	6	9

【提供体制の確保の内容】

(市内の施設において確保する定員)

(単位：人)

市内施設の種別	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
特定教育・保育施設	45	57	81	81	81
認定こども園	0	12	36	36	36
保育所	45	45	45	45	45
※特定地域型保育事業	0	6	12	12	12
小規模保育事業	0	6	12	12	12
※認可外保育施設	3	3	3	3	3
合計	48	66	96	96	96

※特定地域型保育事業とは、地域型保育事業(小規模保育事業等)のうち、子どもに係る認定手続を必要とすること等の確認を受けたものをいいます。

※認可外保育施設とは、家庭保育室など県や市が独自に助成している施設をいいます。

2) 1・2歳児

【量の見込み】

平成 26 年 3 月現在における 1・2 歳児の保育所入所希望児童（入所中の児童を含む。）数の 1・2 歳児人口に対する割合により、各年度の推計児童人口（1・2 歳児人口）から量の見込みを算出しています。

【確保方策】

新規定員の確保方策として、平成 28 年度における幼稚園 1 園の認定こども園への移行及び小規模保育事業所 1 施設の新設を、平成 29 年度における幼稚園 2 園の認定こども園への移行及び小規模保育事業所 1 施設の新設を目標に、平成 28 年度に提供体制を確保することができるよう多様な事業者の能力の活用を推進していきます。

(単位：人)

			H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
① 量の 見込み	市内居住児童		285	275	264	253	243
	市外居住児童		6	6	6	6	6
② 確保 方策	市外施設での確保人員		10	10	10	10	10
	市内施設 の定員	市内人員	236	273	334	334	334
		市外人員	6	6	6	6	6
		計	242	279	340	340	340
	特定教育・保育施設		235	259	307	307	307
	特定地域型保育事業		0	13	26	26	26
	認可外保育施設		7	7	7	7	7
	②－①		▲39	8	80	91	101

【提供体制の確保の内容】

(市外の施設において確保する「市内居住児童のための人員」)

(単位：人)

市外施設の所在地	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
川越市	0	0	0	0	0
飯能市	7	7	7	7	7
狭山市	0	0	0	0	0
坂戸市	0	0	0	0	0
鶴ヶ島市	0	0	0	0	0
毛呂山町	3	3	3	3	3
合計	10	10	10	10	10

(市内の施設において確保する「市外居住児童のための人員」)

(単位：人)

市外居住児童の住所地	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
川越市	0	0	0	0	0
飯能市	2	2	2	2	2
狭山市	1	1	1	1	1
坂戸市	1	1	1	1	1
鶴ヶ島市	1	1	1	1	1
毛呂山町	1	1	1	1	1
合計	6	6	6	6	6

(市内の施設において確保する定員)

(単位：人)

市内施設の種別	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
特定教育・保育施設	235	259	307	307	307
認定こども園	0	24	72	72	72
保育所	235	235	235	235	235
特定地域型保育事業	0	13	26	26	26
小規模保育事業	0	13	26	26	26
認可外保育施設	7	7	7	7	7
合計	242	279	340	340	340

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

※ 地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第59条に規定する13の事業です。

（1）利用者支援事業（新規事業）【提供区域：市全域】

子ども及びその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

地域連携（関係機関等との連絡・調整、連携、協働の体制づくり／地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、社会資源の開発等）をより機能的に行うため、主として市の窓口等を活用して実施していきます。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
確保方策（※か所）	1	1	1	1	1

※法第59条第1号に規定する事業の「実施か所数」を記載しています。

（2）地域子育て支援拠点事業【提供区域：市全域】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込み】

過去2年間（平成24年度及び平成25年度）の年間利用人数の平均値を平成26年度の実績見込みとし、これを基に平成27年度以降各年度の推計児童人口（0歳から2歳児人口）の変動を加味して量の見込みを算出しています。

【確保方策】

量の見込みに対する提供体制を確保するため、2か所の地域子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）と本市単独事業による子育て支援拠点である児童ふれあいセンター、高根児童室との計4か所で実施していきます。

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み（人回）		23,592	22,596	21,648	20,736	19,920
確保方策	（※人回）	23,592	22,596	21,648	20,736	19,920
	（か所）	4	4	4	4	4

※法第59条第9号に規定する事業と本市単独事業による子育て支援拠点の「延べ利用人数」を記載しています。

（３）妊婦健康診査【提供区域：市全域】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込み】

平成 20 年度から平成 25 年度までの 5 年間における妊婦届出数の各年度間の減少率の平均値を用いて、平成 27 年度以降の量の見込みを算出しています。

【確保方策】

全国の医療機関において受診可能とし、検査項目については、妊娠初期、妊娠中期、妊娠後期における全 14 項目及び妊娠期全期間における 2 項目の検査を実施します。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み（※人）	375	361	348	335	324
確保方策	実施場所：全国の医療機関 検査項目：基本 14 項目＋2 項目 実施時期：妊娠期				

※法第 59 条第 13 号に規定する事業の「実利用人数」を記載しています。

（４）乳児家庭全戸訪問事業【提供区域：市全域】

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

計画期間における各年度の推計児童人口（0 歳児人口）に対する提供体制を確保していきます。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み（※人）	377	360	345	330	318
確保方策	実施体制：14 人 実施機関：子ども福祉課・保健相談センター 実施：保健師・主任児童委員・家庭児童相談員				

※法第 59 条第 7 号に規定する事業の「実利用人数」を記載しています。

（５）養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）【提供区域：市全域】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

【量の見込み】

養育支援訪問事業については、対応実績のある過去2年間（平成24年度及び平成25年度）の対応件数を勘案し、量の見込みを算出しています。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、平成22年度から平成25年度までの4年間における対象児童数の平均値を各年度の量の見込みとしています。

【確保方策】

養育支援訪問事業については、保健師等により訪問を実施し、これによる支援のほか、さらに支援が必要な児童に関しては、より質の高い支援を提供することができる社会福祉協議会へ委託して実施していきます。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、専門職員が要保護児童の支援を行い、この対応結果を基に、今後の対策等について、地域の団体からなる要保護児童対策地域協議会において連携強化を図っていきます。

養育支援訪問事業その他要保護児童等の支援に資する事業

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
養育支援訪問事業	量の見込み （※人）	3	3	3	3	3
	確保方策	実施体制：2人 実施機関：子ども福祉課・保健相談センター 委嘱団体：社会福祉協議会				
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	量の見込み （※人）	40	40	40	40	40
	確保方策	実施体制：2人 実施機関：福祉事務所 要保護児童対策地域協議会				

※法第59条第8号に規定する事業の「実利用人数」を記載しています。

（６）子育て短期支援事業（ショートステイ）【提供区域：市全域】

子育て短期支援事業は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））ですが、ここでは、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）について述べています。

【量の見込みと確保方策】

利用実績の多かった平成 24 年度及び平成 25 年度の２年間における利用人数の平均値を各年度の量の見込みとし、引き続き児童養護施設において提供体制を確保していきます。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み（人日）	25	25	25	25	25
確保方策（※人日）	25	25	25	25	25

※法第 59 条第 6 号に規定する事業のうち、ショートステイ事業の「延べ利用人数」を記載しています。

**（７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）
【提供区域：市全域】**

子育て援助活動支援事業は、児童（乳幼児や小学生等）の預かり等の援助を受けることを希望する会員と、当該援助を行うことを希望する会員との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業ですが、ここでは、就学児（小学生）の利用について述べています。

【量の見込みと確保方策】

本事業が本格稼働となった平成 25 年度以降の 1 か月当たりの平均利用人数に 12 月を乗じた人数を平成 26 年度の実績見込みとし、これを基に平成 27 年度以降各年度の事業の浸透定着を加味して量の見込みを算出しています。

量の見込みに対して、援助を行う会員の確保に努め、提供体制を確保していきます。

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み（人日）	低学年	254	275	298	323	350
	高学年	3	3	3	3	3
	合計	257	278	301	326	353
確保方策（※人日）		257	278	301	326	353

※法第 59 条第 12 号に規定する事業のうち、就学児の「延べ利用人数」を記載しています。

（８）一時預かり事業等【提供区域：市全域】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業及びこれに類似する事業

①【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】**【量の見込みと確保方策】**

幼稚園在園児のうち、1号認定の児童にあっては全児童が年間平均で3.2日を利用し、2号認定の児童にあっては全児童が毎日利用することを見込んでいます。

量の見込みに対して、各幼稚園において提供体制を確保できるよう支援していきます。

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み (人日)	1号認定による利用	2,404	2,346	2,288	2,163	2,089
	2号認定による利用	31,785	31,017	30,248	28,600	27,612
確保方策 (※人日)	一時預かり事業 (在園児対象型)	34,189	33,363	32,536	30,763	29,701

※法第59条第10号に規定する事業のうち、幼稚園在園児対象型の「延べ利用人数」を記載しています。

②【一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）】**【量の見込みと確保方策】**

一時預かり事業（在園児対象型を除く）については、平成22年度から平成25年度までの利用実績の平均値が約1,000人日であることから、平成27年度以降各年度においては、これに一割を増した1,100人日の利用を見込み、保育所、児童養護施設等において提供体制を確保していきます。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業を除く]）については、平成24年度及び平成25年度の利用実績の平均値が約108人日であることから、平成27年度以降各年度においては、これに一割を増した119人日の利用を見込み、援助を行う会員の確保に努め、提供体制を確保していきます。

子育て短期支援事業（トワイライトステイ）については、平成22年度から平成25年度までの利用実績の平均値が約110人日であることから、平成27年度以降各年度においては、これに一割を増した121人日の利用を見込み、児童養護施設において提供体制を確保していきます。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(人日)	1,340	1,340	1,340	1,340	1,340
確保方策(※人日)	1,340	1,340	1,340	1,340	1,340
一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	119	119	119	119	119
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	121	121	121	121	121

※法第59条第10号に規定する事業等のうち、幼稚園在園児対象型以外の「延べ利用人数」を記載しています。



（９）時間外保育事業【提供区域：市全域】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

例年における実績（児童人口に対する利用児童数の割合）を踏まえ、各年度の推計児童人口（０歳から５歳児人口）から量の見込みを算出しています。

量の見込みに対して、各施設において提供体制を確保できるよう支援していきます。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み（人）	266	258	250	238	229
確保方策（※人）	266	258	250	238	229

※法第59条第2号に規定する事業の「実利用人数」を記載しています。

（10）病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業]）【提供区域：市全域】

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業及び病児・病後児等の預かりを実施するファミリー・サポート・センター事業です。

【量の見込みと確保方策】

病児保育事業については、平成26年度現在、市内1施設において病後児保育を実施しており、当該施設での利用可能人数が1日当たり4人であるため、開設日数を年間250日として、年間1,000人日の提供体制を維持できるよう支援していきます。

子育て活動援助事業（ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業]）での提供については、援助を行う会員に専門性を要することから、会員確保等の状況に応じて対応していきます。

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み（人日）		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
確保方策 （※人日）	病児保育事業	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業）	0	0	0	0	0

※法第59条第11号に規定する事業等の「延べ利用人数」を記載しています。

※病後児保育とは、児童が病気の回復（治癒）期であり、集団保育が困難な期間に保育するものをいいます。

(11) 放課後児童健全育成事業【提供区域：小学校区】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込み】

低学年については、学童保育室利用児童数の割合（低学年人口に対する割合）が、平成22年度から平成26年度までの間で、毎年度、平均0.6%ずつ増加していることから、平成27年度以降も利用児童数の割合が増加するものと見込み、平成27年度以降、毎年度、前年度の割合に0.6%を加えた割合により、各年度の推計児童人口（低学年人口）から量の見込みを算出しています。

高学年については、学童保育室利用児童数の割合（高学年人口に対する割合）が、平成22年度から平成26年度までの間で、毎年度、平均0.4%ずつ増加していることから、平成27年度以降も利用児童数の割合が増加するものと見込み、平成27年度以降、毎年度、前年度の割合に0.4%を加えた割合により、各年度の推計児童人口（高学年人口）から量の見込みを算出しています。

【確保方策】

事業の実施に当たっては、公立施設（市立の学童保育室や小学校の余裕教室）に加え、民間施設を利用して提供体制を確保していきます。

また、国の放課後子ども総合プランに基づき、放課後子ども教室（地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業）との連携等を図っていきます。

■事業全体の量の見込みと確保方策（放課後児童健全育成事業）

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み（人）	低学年	426	427	414	411	409
	高学年	185	190	197	204	206
	合計	611	617	611	615	615
②確保方策（※人）		611	617	611	615	615

※法第59条第5号に規定する事業の「実利用人数」を記載しています。

■小学校区別の量の見込みと確保方策（放課後児童健全育成事業）

（単位：人）

			H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量 の 見 込 み	高麗小学校区	低学年	24	24	23	23	24
		高学年	6	6	7	7	7
		計	30	30	30	30	31
	高麗川小学校区	低学年	142	142	138	137	136
		高学年	54	55	57	59	60
		計	196	197	195	196	196
	高萩小学校区	低学年	83	83	81	80	79
		高学年	41	42	44	45	46
		計	124	125	125	125	125
	高根小学校区	低学年	52	52	50	50	50
		高学年	23	24	25	26	26
		計	75	76	75	76	76
	高萩北小学校区	低学年	99	100	97	96	95
		高学年	40	41	42	44	44
		計	139	141	139	140	139
	武蔵台小学校区	低学年	26	26	25	25	25
		高学年	21	22	22	23	23
		計	47	48	47	48	48
	全学校区の合計	低学年	426	427	414	411	409
		高学年	185	190	197	204	206
		計	611	617	611	615	615
確 保 方 策	高麗小学校区		30	30	30	30	31
	高麗川小学校区		196	197	195	196	196
	高萩小学校区		124	125	125	125	125
	高根小学校区		75	76	75	76	76
	高萩北小学校区		139	141	139	140	139
	武蔵台小学校区		47	48	47	48	48
	全学校区の合計		611	617	611	615	615

※小学校区別の「量の見込み」は、平成 26 年度における各校区の利用児童数の割合（全校区の利用児童数に対する割合）により、低学年、高学年ごとに算出しています。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規事業）【提供区域：市全域】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【方向性】

地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた本事業は、新規に創設された事業であるため、計画期間において、その実施の必要性を充分検討していきます。

(13) 多様な主体が参入することを促進するための事業（新規事業）【提供区域：市全域】

特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【方向性】

地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた本事業は、新規に創設された事業であるが、計画期間内には、平成 28 年度における幼稚園 1 園の認定こども園への移行及び小規模保育事業所 1 施設の新設を、平成 29 年度における幼稚園 2 園の認定こども園への移行及び小規模保育事業所 1 施設の新設を目標としているため、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進していきます。

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼児期の学校教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ施設です。満3歳以上の子どもにとっては、保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合であっても、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特徴です。また、認定こども園は、園に通っていない子どもの家庭にも子育て相談の場や親子の交流の場などを提供する施設であることもその特徴です。

子ども・子育て支援新制度においては、これらの特徴を活かした質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や保育の量的拡大を図るため、その目的のひとつとして認定こども園の普及が掲げられています。

現代社会においては、夫婦共働き家庭などの増加により保育の量的拡大の必要性が高まっている一方で、これとは反対に、少子化により教育・保育の総提供必要数は増加しないことが推測されます。このような時代にあっては、効率的に保育の量的拡大を図っていく必要があります。特に、既存の幼稚園が認定こども園に移行することによって、新たな施設の建設を要せず、既存施設の改修等によって、新たな保育の受け入れ枠が確保できることに期待がされます。また、幼稚園にとっても、少子化に伴う今後の経営方針を検討する時代にあるといえます。

平成26年度現在、本市には認定こども園はありません。本市における質の高い教育・保育のさらなる推進や保育の量的拡大を図るため、幼稚園の認定こども園への移行を推奨し、特に保育ニーズ量の見込みの多い0歳児から2歳児の受け入れ枠に重点を置き、量的拡大を推進していきます。

(2) 質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割等及び推進方策

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。子どもたちは、生活や遊びの中でさまざまな体験をし、社会で生きていくための基本となることを会得していきます。この重要な乳幼児期の育ちに影響を与える幼稚園、保育所などで実施される教育・保育の役割は大きく、「子どもの最善の利益」を第一に、次代を担う子どもの育ちと学びを保障していくことが重要です。

本市では、平成26年度現在、私立幼稚園4園、私立保育園6園、公立保育所3園、家庭保育室等で保護者の就労形態などに応じた教育・保育が実施されています。幼稚園では、

子どもの発達にあわせた特色ある教育を提供しています。また、通常の教育時間を超えて子どもを預かる「預かり保育」を実施しているところもあります。保育所（園）や家庭保育室では、核家族化や夫婦共働きが進展する中、保護者の就労等による保育需要に応え、乳幼児の養育、集団活動や異年齢交流を実施しています。

これらの教育・保育の実施に当たっては、保護者の就労形態などに応じた支援に資するとともに、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容・水準のものとすることが必要です。また、乳幼児期の重要性や特性を踏まえた適切な保護者との関わりや、発達の連続性に応じた安定的な教育・保育の提供を通じ、子どもの健やかな育ちを保障することが必要です。各施設がそれぞれ特色のある教育・保育に取り組みながら乳幼児期の教育・保育の役割を果たせるよう、子どもの発達の段階に応じた支援を行います。

これらの教育・保育のほか、地域子ども・子育て支援事業（地域子育て支援拠点事業、子育て短期支援事業、子育て援助活動支援事業、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業ほか）もその役割は重要で、夫婦共働き家庭などだけでなく、家庭で子育てをする家庭も含め支援していく役割があります。

本市では、平成 26 年度現在、地域子育て支援拠点事業は、2か所の地域子育て支援センターと本市単独事業による子育て支援拠点である児童ふれあいセンター、高根児童室の計4か所において実施しており、乳幼児と保護者の相互の交流の場を提供しています。子育て短期支援事業は、児童養護施設において実施しており、家庭における養育が一時的に困難となった児童の必要な保護を行っています。子育て援助活動支援事業は、社会福祉協議会において実施しており、預かり等の援助を希望する会員と援助することを希望する会員との連絡、調整を行っています。一時預かり事業は、3か所の公立保育所、2か所の私立保育園と児童養護施設において実施しており、家庭における保育が一時的に困難となった乳幼児の必要な保護を行っています。放課後児童健全育成事業は、8か所の公立学童保育室（小学校の余裕教室を含む。）、2か所の民間施設の学童保育室において実施しており、保護者が昼間家庭にいない小学生に適切な遊びや生活の場を提供しています。また、その他の地域子ども・子育て支援事業にも取り組んでいるところです。

子ども・子育て支援新制度は、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象としています。このことを踏まえ、すべての子どもに対し、身近な地域において支援を講じることが必要です。このため、これらの地域子ども・子育て支援事業を拡充、浸透させることにより、家庭と地域、専門施設が一体となった子育て環境づくりを推進していきます。

（３）地域における教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携方策

少子化や核家族化が進展する中、子どもにとっては、集団活動や異年齢交流の場として、教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）は、とても重要です。また、育児不安を抱える保護者にとっては、教育・保育施設のほか、子ども・子育て支援新制度により新たに創設された地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業など）も地域の子育て支援の場として利用する選択肢となります。

地域型保育事業を実施する場合は、その利用対象が少人数の満３歳未満児であるため、事業を行う者（地域型保育事業者）は、利用乳幼児に集団活動等を体験させたり、利用乳幼児が満３歳以上になっても教育・保育が継続的に提供されるようにするなどの連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（これらを連携施設といいます。）を適切に確保しておかなければなりません。

このように連携施設は、地域型保育事業者が確保するものですが、保育ニーズ量の見込みの多い０歳児から２歳児を受け入れる地域型保育事業の参入を促進するため、市として、参入地域の教育・保育施設に地域型保育事業者との連携について、可能な限り協力を求めています。

また、これらの施設が地域とつながりを持つことも重要です。地域と子どもの生活の場を連携させ、地域コミュニティの中で子どもを育むことが必要です。施設が地域に開かれ、地域と共にあることは、地域の人々の子どもの活動支援や見守りの参加につながっていきます。地域が子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が育児不安ではなく、喜びや生きがいを感じることができると考えます。

地域における連携を推進するため、一日体験保育士の受け入れや公民館活動への参加などを推奨していきます。

（４）認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携方策

幼児期の学校教育・保育と小学校（義務教育）との円滑な接続（いわゆる保幼小連携）については、幼稚園、保育所、小学校等が情報を交換し、基本的生活習慣の指導方針やその時期に育てたい力などを相互に理解・共有することで、円滑な就学を図っていきます。

併せて、特別支援学級等に就学することの適否の判断とその指導に関して日高市就学支援委員会を開催します。

5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保

「産後の休業及び育児休業明け」の年度の途中に保育所などの利用を望む保護者の希望に沿うことは、現代社会における仕事と子育ての両立に資するとともに、保護者にとっては、年度当初の入所を考慮して育児休業の取得をためらったり、早めに育児休業を切り上げたりすることなく、休業満了時まで安心して家庭での子育てができることになります。

これらを踏まえ、育児休業明けに希望に応じて円滑に教育・保育施設又は地域型保育事業が利用できるよう、可能な限り各施設又は事業者に弾力的受け入れの協力を得ながら、育児休業期間中の保護者に制度の周知や施設の案内を行うなど、情報提供、相談支援等を行っていきます。



基本目標2 専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止に当たっては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し虐待の発生を予防するほか、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応が必要であり、その対応に介入や専門性が必要な場合は、児童相談所などの関係機関との連携を強化し遅延なく対応することが不可欠です。

(1) 関係機関との連携と相談体制の強化

地域の関係機関の連携を強化するため、さいたま地方法務局所沢支局、埼玉県川越児童相談所、埼玉県狭山保健所、埼玉県飯能警察署、日高市社会福祉協議会、埼玉西部消防組合飯能日高消防署、飯能地区医師会、所沢人権擁護委員協議会日高部会、市内の私立保育園及び幼稚園、市内の児童養護施設、市内の児童家庭支援センター、日高市民生委員・児童委員及び主任児童委員などの幅広い関係機関の参加のもと、定期的に虐待に関する情報交換、事例の把握、支援内容の検討を行う「日高市要保護児童対策地域協議会」の取組を強化していきます。

さらに、虐待の防止に専門性や権限を要する場合の連携として、埼玉県川越児童相談所や埼玉県飯能警察署に適切に助言を求め、相互に協力して重大事案の発生防止に努めます。

このほか、市の虐待相談体制を強化するため、要保護児童対策調整機関（日高市福祉事務所）の職員が埼玉県の実施する研修会に積極的に参加し、資質の向上を図ります。

(2) 発生予防、早期発見、早期対応等

児童虐待の発生を予防するため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施を通じて、妊娠期、出産期及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげていきます。

さらに、虐待の早期発見等のため、「日常業務で子どもたちにかかわっている保育所、幼稚園、学校」や「地域における相談・見守り活動を行っている児童委員」との連携の強化を図っていきます。なお、虐待が疑われる事例を発見した場合は、直ちに事実の確認を行い、その情報に基づき緊急受理会議を開催し早期に必要な対応を行います。

このほか、児童虐待防止の啓発のため、イベントの開催やオレンジリボンの活用による広報活動を積極的に行います。

（３）社会的養護施策との連携

社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を理念として行われています。

虐待を原因として養護を必要とする児童の保護に当たっては、本市の子育て短期支援事業の実施施設である児童養護施設との連携や、埼玉県内3施設のうち1施設が本市に設置されている（平成26年度現在）児童家庭支援センター（地域の児童に関する問題につき、児童、家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言と指導を行う施設です。）の活用を通じて、児童相談所等との連絡調整を総合的に行います。

児童虐待における社会的養護においては、専門施設（乳児院や児童養護施設）での保護のみならず、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制を整備することも必要です。このため、埼玉県が保護の必要な児童の養育を登録里親に委託する「里親制度」の普及を促進し、地域の里親の開拓や地域の里親支援につながる広報・啓発等を埼玉県との連携により実施していきます。この他、埼玉県川越児童相談所、一般社団法人埼玉県里親会川越支部「はつかり会」と連携し、地域の里親の支援を行います。

２ 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

母子家庭や父子家庭は、子育てをする上で経済的な支援が必要であるなど、多くの問題を抱えています。このため、母子家庭及び父子家庭への自立支援は、就業支援、生活・子育て支援、経済的支援など総合的な支援を適切に実施していくことが重要です。

（１）就業支援方策

母子家庭の母は、母子家庭となる直前において、職に就いていた者ばかりでなく、結婚、出産により離職し、専業主婦等であったために、職業経験が乏しく技能も十分でない者も多く、就職に際し十分な準備が無いまま、生活のために職に就かなければならない状況にあります。このため、生計を支えるに十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多く見受けられます。また、父子家庭においても、所得の状況や就業の状況などから母子家庭と同様の困難を抱える家庭があります。

このことから、母子家庭の母及び父子家庭の父の経済的自立につながる次の就業支援事業を実施します。

① 自立支援教育訓練給付金事業

就業経験が乏しく、技能・資格も十分でない者が、適職に就くための能力開発を目的として教育訓練講座を受講した場合に、その受講のために本人が支払った費用の一部を「自立支援教育訓練給付金」として支給する事業

② 高等職業訓練促進給付金等事業

就業が困難である者が、安定した就業に結びつきやすい資格の取得を目指して、資格養成機関において、2年以上のカリキュラムによる養成訓練の修業を開始した場合に、その訓練修業期間中の生活の不安を解消し、育児と訓練修業の両立を支援するため、訓練修業期間の各月において、世帯の所得に応じた一定額を「高等職業訓練促進給付金」として支給するとともに、その養成訓練カリキュラムを修了した後に、世帯の所得に応じた一定額を「高等職業訓練修了支援給付金」として支給する事業

（２）生活・子育て支援方策

母子家庭及び父子家庭の生活の自立支援を充実させるため、次の職務を行う「母子・父子自立支援員」を市役所窓口にて専任で設置し、この「母子・父子自立支援員」が母子家庭の母や父子家庭の父から電話や面接による相談を受けて、日頃の抱えている悩みを一緒に考え、その解決の手助けをします。

- ・相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うこと。
- ・職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うこと。

また、子育て支援策としては、子どもの保育所の入所や放課後児童健全育成事業の利用に際して配慮します。

（３）経済的支援方策

母子家庭の母及び父子家庭の父の経済的自立や、扶養している児童の福祉の増進のために埼玉県が実施する「福祉資金貸付制度（生活資金、事業開始資金、住宅資金等や子どもの就学支度資金、修学資金、修業資金等を貸し付けする制度です。）」や「児童就学支度金支給制度（中学校に入学予定の扶養児童の入学準備に必要な経費の一部を助成する制度です。）」の情報提供を行うとともに、埼玉県との連携により、受付窓口として申請書を受け付けます。

このほか、ひとり親家庭等が安心して医療を受けられるようにするため、埼玉県との共同により、ひとり親家庭等の児童とその母、父又は養育者に対し、医療費の一部を支給します。支給に際しては、窓口払いの一時的負担を軽減するため、本市の指定する医療機関等で医療を受けた場合は、現物給付（市が医療機関等に支払うことで、医療機関等での窓口払いを不要とすること）を実施しています。

3 障がい児施策の充実等

障がいのある子どもが、その可能性を伸ばし、安心した生活を送るためには、身近な地域で利用できる専門的な支援が必要です。また、障がいの早期発見・治療や子どもの発達段階に応じた継続的な支援が求められます。

このため、地域の専門施設や関係機関との連携により、乳幼児期からの切れ目のない支援を身近な場所で受けることのできる体制を構築していきます。

具体的には、埼玉県が指定する地域の専門施設等との連携により、次の支援の円滑な提供に努めます。

① 児童発達支援

身近な地域の障がい児支援専門事業として実施する「通所利用の障がい児への支援」、「地域の障がい児、その家族を対象とした支援」、「保育所等の施設に通う障がい児に対する訪問支援」などの地域支援

② 放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するなどの放課後等の生活支援

③ 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障がい児や今後利用する予定の障がい児が、集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合の訪問支援

④ 障がい児相談支援

児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所サービスの利用援助及び通所開始後の継続利用援助などの相談支援

このほか、障がいの早期発見・治療のための取組として、乳幼児の健康診査等において、小児科医や言語聴覚士、理学療法士による、心身の発達に問題が疑われる子どもの発育発達相談を実施します。

また、発達がやや緩やかな児童に対し、人と人との関わりを学び集団生活に適応するための継続的なグループワークを提供し、保護者の育児不安の解消や、よりよい親子関係の育成を援助することを目的とした「福祉幼児教室（つくしんぼ教室）」を運営します。

基本目標3 職業生活と家庭生活との両立のための雇用環境整備施策との連携

1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

誰もがやりがいを感じて働きながら、子育ての時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる時間をもつことで、仕事と生活を両立させ、充実した生活を送りたいと願っています。

また、働く女性や共働き世帯が増えたことにより、就労形態や個人の生活スタイルは多様化しています。

働きたい人が仕事と生活を両立させるためには、職場や家庭、地域において、個人の事情に応じたバランスのとれた環境が必要であり、子育てに関する男女共同参画の推進や職場環境の改善、労働者・事業主の意識改革など多面的な取組が求められます。

仕事と生活の調和の実現のための働き方に関し、次の啓発活動を実施します。

① 子育てに関する男女共同参画の推進の観点からの啓発活動

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が共同して家事や育児に参加できるように、市民や事業所、団体を対象に男女共同参画に関する講座を開催するなど、広く意識啓発を図ります。

② 職場環境の改善の観点からの啓発活動

市内の事業所を対象に、商工会会報等を活用し、父親の育児休業や子ども看護休暇などの法律上の制度を周知するとともに、啓発を図ります。

③ 労働者・事業主の意識改革の観点からの啓発活動

労働者や事業主に対し、多様で柔軟な働き方を構築し、又は選択することができるよう仕事と生活の調和の実現に向けての啓発を図ります。

2 仕事と子育ての両立のための就労支援

子育てにより働きに出られない内職希望者に対し、求職の受付や相談、あっせんを行います。また、就業相談を含めた相談事業を検討します。

毎週発行される「ハローワーク飯能求人情報」を市ホームページや庁舎1階ロビーに掲示します。

第5章 次世代育成支援行動計画

基本目標 1 子育て家庭を支援するまち

基本施策 1-1 子どもと親の健康づくりの推進

■子どもと親の健康

近年、社会的な環境の変化により晩婚化が進み、婚姻や出産を取り巻く環境は大きく変化しています。子どもと家族の健康確保・増進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育の分野の連携が必要です。

特に、近年の核家族化や都市化の進行による、親の育児不安や子育てに伴う負担感の増大などへの対応が重要です。

母子においては、妊娠期、出産期、新生児期や乳幼児期を通じて健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実が必要です。

また、安全な出産ができ、よい子育てにつながるよう、出産準備教育や相談体制の充実が求められています。

■思春期保健対策

思春期は、身体的・精神的に成長・発育していく重要な時期です。しかし子どもたちを取り巻く家庭・社会環境が大きく変化しているため、さまざまな問題に遭遇し、その問題にのみ込まれてしまうことがおこる時期でもあります。

近年では性における早熟化の傾向が進んでいるため、人工妊娠中絶や性感染症のまん延などが懸念されており、適切な性に関する教育や指導の充実が求められています。

また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題への専門的な相談体制などの充実及び支援が必要です。

■小児医療体制

少子化が進行する中で、次代の社会を担う子どもを守り育て、また保護者の子育てにおける安心の確保を図る点から、小児医療体制の整備が求められています。特に、小児を専門とする救急や休日・夜間における医療体制を整備し、子育て家庭が安心できる環境をつ

くる必要があります。

各家庭においては、信頼して気軽に診てもらえるかかりつけ医を持つことが必要とされています。

■食育

子どもたちにとって毎日の食事は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体の育成の基礎となることから、子どもの頃からの食育の推進が重要です。

1-1-(1) 健康づくりの推進

No.	事業名	事業内容	担当課
1	離乳食講習会の実施	4か月児健康診査、10か月児保育相談にて栄養相談及び離乳食の試食を行います。	保健相談センター
2	健康診査事業の実施	特定健康診査の対象外となる18歳から39歳の人に対し、生活習慣病予防対策の一環として、疾患あるいはリスクの早期発見を図ります。	保健相談センター
3	健康まつりの充実	疾病予防、健康体力づくり支援の場として、各年代に応じた食生活や運動のあり方などを啓発する場としてイベントを開催します。 また、親子でも参加できる体験型の内容を充実します。	保健相談センター
4	子どもの健康づくりの推進	子どもの頃から生活習慣病やロコモティブシンドロームを予防するため、学校や公民館などと連携を図り、乳幼児期から思春期までを対象とした健康づくりを推進します。	保健相談センター

1-1-(2) すこやか親子支援事業の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
5	母子健康手帳の交付	妊産婦、乳幼児の健康状態を記録し、各種保健・育児に関する情報を提供できる手帳を交付します。	保健相談センター
6	妊婦健康診査助成券の交付	健やかな妊娠期を送り、安全な出産を迎えられるよう、妊婦健康診査助成券を交付し、受診を促します。	保健相談センター
7	妊婦歯科健康診査助成券の交付	妊婦や生まれてくる赤ちゃんの歯の健康を保つため、妊婦歯科健康診査助成券を交付し、受診を促します。	保健相談センター
8	パパ・ママ教室（両親学級）の開催	妊婦と夫や家族を対象に、妊娠・出産・育児に関する知識を普及するとともに、子育ての仲間づくりの場となるよう、参加しやすい教室を開催します。	保健相談センター
9	健康相談の充実	妊産婦や乳幼児を対象に、健康の保持・増進を支援するため、身体の計測や栄養、保育の相談内容を充実します。	保健相談センター
10	10か月児保育相談の充実	心身の成長・発達の著しい乳幼児期の節目にある10か月児を対象に、身体の計測や栄養、保育の相談及び歯科に関する講話・相談などを行います。また、相談等の待ち時間を利用した、ボランティアの協力による「絵本をとおした親子のふれあい」の推進などを例に、育児不安を軽減する事業を実施します。	保健相談センター
11	乳幼児健康診査の充実	4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、身体の計測や診察、検査、栄養・保育相談などを行います。また、疾病や心身の発達の遅れを早期に発見し、治療や相談につながるよう適切な情報を提供します。	保健相談センター

12	妊産婦・新生児・乳幼児への訪問による相談及び支援の充実	妊産婦と新生児、乳幼児の中で、希望者や訪問による相談が必要と思われる人を対象に、安全な妊娠や出産、育児不安の軽減を図るため、保健師の訪問による支援を行います。 また、出産後の母の精神面を支援するための内容を充実します。	保健相談センター
13	育児学級（すくすく教室、赤ちゃんサロン、わくわく広場）の開催	3～4か月児や1歳未満児、1歳児など該当する乳幼児と保護者を対象に、身体計測や乳幼児の育児講話や親子遊びの体験、親同士の交流などを行います。	保健相談センター
14	予防接種の実施	乳幼児や児童、生徒を対象に、感染症の発生やまん延を未然に防ぐため、各種定期予防接種を行います。	保健相談センター
15	健診未受診者等への訪問や電話による相談及び支援の充実	健診の未受診者を対象に、訪問や電話による相談及び支援内容を充実します。	保健相談センター
16	乳幼児の歯科保健の充実	1歳6か月児や3歳児健康診査受診者を対象に、歯科検診及び歯みがき指導を行います。 また、10か月児保育相談来所者に対して、歯科衛生士による歯科保健の講話や相談を行います。さらに、2歳児の歯とおやつの教室を実施し、歯科衛生士によるむし歯予防の話・口腔内テスト・歯みがき指導を行います。	保健相談センター

1-1-(3) 思春期保健対策の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
17	思春期における喫煙や薬物等に関する教育、心の問題への対応	未成年の喫煙・受動喫煙による健康への影響を防止するため、子どもとその親に対し、喫煙防止教育を実施します。 また、性の問題や生活習慣が健康に及ぼす影響についても教育します。	学校教育課
18	いじめ等の問題に関する相談援助の推進	教育相談室において電話や面接相談を実施します。 また、教職員に対しては、相談援助技術を向上するため、研修会を実施します。	学校教育課
19	思春期相談の充実	教育相談室において電話や面接相談を実施します。 精神保健分野での相談については、精神保健福祉士・保健師・嘱託精神科医による相談を充実します。	保健相談センター 学校教育課

1-1-(4) 小児医療の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
20	小児救急医療体制の整備	診療を確保するために、休休日・夜間診療所等に対し、運営負担金を交付し体制を整備します。	保健相談センター

1-1-(5) 食育の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
21	地域における食育の推進	小・中学生に健全な食習慣を普及するため、食生活改善推進員の協力による料理講習会等を行います。	保健相談センター
22	保育所（園）、学校等における食育の推進	子どもの頃からの健康な体づくりを支援するため、食を営む力を養う「食育」を推進します。 また、地域の食文化を体験できるように、地元農畜産物や郷土料理について給食を通じて広めていきます。	子ども福祉課 学校教育課

基本施策 1－2 地域における子育ての支援

■地域における子育て支援サービス

核家族化の進行に伴う家族形態の変化や地域のつながりの希薄化が進む中で、身近な地域に悩みの相談や情報交換ができる相手がいないなど、子育てへの不安感や負担感が増大しています。

このため、親同士の交流の場や、子育て情報の発信・共有、市民同士の連携の強化、地域における子育てを支援する仕組みづくりを充実させ、孤独な子育てを無くしていくことが重要です。

■保育サービスの充実

近年では、就労を伴わない一時的な保育の需要が増加しています。このような多様化する保育の需要に対応するためには、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえたサービスの提供体制の整備が必要です。

■子育て支援のネットワークづくり

さまざまな子育て支援サービスが展開されているなかで、利用する側である親にとっては、どこに相談してよいのか、具体的なサービス内容がどのようなものかなど、情報を把握しにくくなっています。

子育て家庭に対して、各種の子育て支援サービス等を効果的に情報提供できるように、子育て支援サービス・保育サービス等のネットワークづくりが必要です。

■児童の健全育成

少子化や核家族化が進行し、子どもの遊びの内容や遊び場が変わってきています。また、親世代においても地域とのつながりが希薄化し、孤立する環境の中で子育てに悩む親も増えています。

このことは、子どもたちにとって、遊びを通じての仲間関係の形成や、社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、地域において親子のふれあいの機会や子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場の提供が必要です。

1-2-(1) 地域における子育て支援サービスの充実

No.	事業名	事業内容	担当課
23	子育て家庭優待制度（パパ・ママ応援ショップ）	中学校までの子どもを持つ家庭及び妊娠中の人がいる家庭に優待カードを配布し、協賛店舗を利用する際に、優待カードを提示することにより特典を受けられる旨の周知及び協賛店の募集を行います。	子ども福祉課
24	家庭児童相談室の充実	18歳未満の子ども及び保護者を対象に、さまざまな問題の解決を図るため、電話や面接による相談及び訪問を行います。 また、利用を促進するため、相談室の周知に努めるなど事業を充実します。	子ども福祉課
25	地域子育て支援センターの充実	地域において、子育て中の保護者などを対象に、親子の交流の場の提供や育児相談、情報提供などの支援を行うため、地域子育て支援センターの充実を図ります。	子ども福祉課
26	健康づくりボランティア団体による支援活動の推進	市民の主体的活動として、食生活や運動面から子育て家庭の健康づくりを支援する、食生活改善推進員及び運動普及推進員などボランティア団体による支援活動を推進します。	保健相談センター
27	子育てボランティアの育成及び支援	遊びや子育て情報の提供、子育てに関する相談、各種講座開催時の託児など多様な支援のできる、子育てボランティアや団体を育成します。 また、学校の余裕教室などを活用した活動拠点の整備をするなど活動を支援します。	子ども福祉課 教育総務課 （社会福祉協議会）
28	ボランティアセンター登録者への支援	研修や派遣調整、活動に関する情報を提供するなど支援します。 また、会員を増やすため、ボランティアセンターへの登録を促進します。	（社会福祉協議会）
29	図書館ボランティアの育成及び活動の促進	絵本を通じた親子のふれあいや、子どもの自主的な読書活動を支援するため、図書館を中心に活動する図書館ボランティアを育成します。 また、活動機会を提供するなど活動を促進します。	図書館
30	保育士による子育て出前講座の実施	子育てサークルなどを対象に、保育士の専門知識を生かし、親子の関わりや遊びなどを保護者に伝える、出前講座を行います。	子ども福祉課
31	民生委員・児童委員、主任児童委員による相談活動への支援	地域の視点から子どもの成長や子育てを支援するため、子育てに関する各種制度等の情報を積極的に提供し、民生委員・児童委員、主任児童委員による相談活動を支援します。	子ども福祉課

1-2-(2) 保育サービスの充実

No.	事業名	事業内容	担当課
32	一時的保育の充実	保護者が疾病や出産、通院、冠婚葬祭またはリフレッシュなどを理由に保育ができない就学前児童を対象に、保育所（園）などにおいて一時的に保育します。 また、多様な保育ニーズに応えられるよう内容を充実します。	子ども福祉課
33	ファミリー・サポート・センターの充実	保育所（園）への送迎や一時的な預かりなどを有償で行う、育児の援助を受けたい人で行いたい人からなる、子育てを地域で相互援助する会員組織の支援をします。 また、会員の確保に努めるとともに、事業内容を充実します。	子ども福祉課

1-2-(3) 子育て支援のネットワークづくり

No.	事業名	事業内容	担当課
34	子育て情報誌の配布	子育ての孤立化を防ぎ、子育てに目を向けた地域社会の構築をめざして、子育て中の人の協力を得て作成した、子育て情報誌「楽育遊（らいくゆう）」を配布します。	(社会福祉協議会)
35	子育て情報紙発行への支援	ひだか子育てネットワークの母親有志が編集した子育て情報紙を印刷し、センターの窓口に配置するなど子育て情報紙の発行を支援します。 また、情報紙に健康情報を提供します。	保健相談センター
36	各種パンフレットの作成及び配置	子育てに関する情報についてのパンフレットを作成します。 また、独自に作成したもの以外にも、関係機関が作成した各種パンフレットを公的機関や保育園、幼稚園、医療機関等の窓口に配置するなど情報提供に努めます。	子ども福祉課
37	市の広報やホームページの活用	市民に広く子育て情報が行き届くよう、市の広報紙やホームページを活用します。	子ども福祉課
38	利用者支援事業の実施	子どもとその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを総合的に行う事業の実施を検討します。	子ども福祉課
39	利用者支援事業（母子保健型）の実施	助産師、保健師等の専門職が妊産婦等の状況を継続的に把握し、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の実施を検討します。	保健相談センター

1-2-(4) 児童の健全育成

No.	事業名	事業内容	担当課
40	保育所（園）における園庭開放の充実	乳幼児と保護者を対象に、入所児童や地域の子どもたちが一緒に遊ぶとともに、保育士が保護者の相談に応じ、保護者同士が交流できるよう、園庭を開放します。	子ども福祉課
41	児童ふれあいセンター・高根児童室の充実	乳幼児と保護者、小学生を対象に、子どもたちが安全に遊び、交流することができる場を提供します。 また、指導員による遊びの提供や子育て相談ができる場としての機能を充実します。	子ども福祉課
42	子育ての仲間づくりへの支援	乳幼児と保護者を対象に、育児学級などの機会の中で、仲間づくりを促進します。	保健相談センター
43	子育てサークルなどへの公共施設の開放	乳幼児と保護者、子育てを終えた人たちなどで組織された、市民団体として登録している子育てサークルを対象に、交流や情報交換が行える場として公共施設を開放します。	関係各課
44	保育所における交流事業の実施	保育所において、保育所入所児の家族や地域住民を対象に、楽しみながら交流できる季節の行事を行います。	子ども福祉課
45	社会教育関係団体への支援	小・中学校PTAや子ども会育成連絡協議会などを対象に、活発な活動を促すため、補助金の交付や情報提供を行います。	生涯学習課

基本施策 1-3 子育てにかかる経済的負担への支援

■子育ての経済的負担

少子化の大きな要因のひとつとして、子育てにかかる経済的負担が大きいことがあげられます。

安心して子育てができる環境を整備するためには、子育て家庭の経済的基盤の安定と強化を図っていくことが必要です。

今後も保育料の負担軽減や医療費の助成、児童手当などの制度の周知に努め、充実を図っていくことが重要です。

1-3-（1）保育料などの負担軽減

No.	事業名	事業内容	担当課
46	私立幼稚園就園奨励費補助事業の実施	幼稚園就園を奨励するため、就園にかかる保護者が負担すべき入園料・保育料の一部を補助します。	子ども福祉課
47	保育所（園）保育料の軽減	保育所（園）へ2人以上同時に入所させている保護者に対し、保育料を軽減します。	子ども福祉課
48	児童・生徒就学援助費及び奨励費補助事業の実施	経済的理由により就学困難な小・中学生の保護者を対象に、学用品・給食費など一部を補助します。	学校教育課
49	入学準備金融資制度の実施	高等学校等に進学を希望する者の保護者で、資金調達が困難な方を対象に、入学準備金を融資します。	教育総務課

1-3-（2）医療費の助成

No.	事業名	事業内容	担当課
50	子ども医療費支給事業の充実	中学校修了までの子どもの保護者を対象に、医療費の一部を助成します。 また、指定医療機関等における現物給付を継続します。	子ども福祉課
51	要保護・準要保護家庭医療費援助事業の実施	経済的理由により就学困難な小・中学生の保護者を対象に、医療費を援助します。	学校教育課
52	未熟児養育医療費支給事業の実施	未熟児が指定医療機関に入院した期間の入院医療費を助成します。	保健相談センター

1-3-（3）児童手当の支給

No.	事業名	事業内容	担当課
53	児童手当の支給	中学生までの子どもを養育している保護者を対象に、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、児童手当を支給するとともに、制度の普及に努めます。	子ども福祉課

基本目標2 子育ても仕事も充実するまち

基本施策2-1 子育てと仕事の両立の推進

■多様な保育サービスの提供及びサービスの質の評価と向上

子育てと仕事の両立のためには、子育てをしている親が安心して働くことができるように、多様な保育サービスの提供体制の整備が必要です。

また、利用者が安心して利用できる環境を整備するためには、サービスの質を評価し、向上させることが重要です。

2-1-（1）多様な保育サービスの提供

No.	事業名	事業内容	担当課
54	通常保育事業の実施	保護者の労働または疾病等により、家庭において保育をすることができない乳幼児を対象に、保育所（園）で保育します。	子ども福祉課
55	延長保育事業の実施	民間保育園に通園する乳幼児の保護者を対象に、保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間を超えて保育します。	子ども福祉課
56	夜間保育事業の実施	保護者が夜間に勤務する場合に、保育所（園）で保育する事業の実施を検討します。	子ども福祉課
57	トワイライトステイ（子育て短期支援事業）の実施	保護者が労働等により夜間や休日に家庭において保育することができない児童を対象に、児童養護施設等で夜間や休日に預かります。	子ども福祉課
58	休日保育事業の実施	保護者が休・祝日に勤務する場合に、保育所（園）で保育する事業の実施を検討します。	子ども福祉課
59	学童保育室における保育の実施	保護者の労働または疾病等により、放課後の家庭が常時留守になっている小学生を対象に、学童保育室で保育します。 また、学校の余裕教室などを活用した施設整備を充実します。	子ども福祉課
60	病児・病後児保育事業	保護者の労働または疾病等により、疾病及び疾病回復期にある児童を保育できない場合に、保育所（園）で保育士または看護師が保育します。	子ども福祉課
61	ショートステイ（子育て短期支援事業）の実施	保護者の労働または疾病等により、家庭において保育することができない児童を対象に、児童養護施設等で一時的に短期間預かります。	子ども福祉課
62	家庭保育室における保育の実施	3歳児未満の乳幼児を対象に、保護者が労働により保育できない場合に、少人数の乳幼児を家庭的な雰囲気の中で保育します。	子ども福祉課
63	サービス提供体制の整備	待機児童の解消を目指し、保育サービスの提供体制を整備します。	子ども福祉課
64	家庭的保育事業の実施	保育者が、地域や保育所と連携しながら、居宅において少人数の保育を行う事業の実施を推進します。	子ども福祉課
65	幼稚園の預かり保育事業の推進	夏休み等の長期休暇期間に、預かり保育を実施している幼稚園に補助金を交付します。	子ども福祉課

2-1-（2）サービスの質の評価と向上

No.	事業名	事業内容	担当課
66	福祉サービスに関する第三者評価事業の実施	保育など福祉サービスに関する第三者評価事業の普及・啓発に努め、事業の実施を検討します。	子ども福祉課

基本施策 2-2 仕事と生活の調和の推進

■仕事と生活の調和の推進

仕事と家庭の両立については、男女を問わず推進していくことが重要です。父親に対しても子育ての喜びを実感したり、子育ての責任を認識しながら、積極的な子育て参加を促進していくことが求められています。

そのためには、仕事と生活のバランスがとれるように働き方の見直しをして、育児休暇を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備や、男女がともに健全な生活を築くための啓発が必要です。

2-2-（1）男女共同参画の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
67	男女共同参画の推進	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が共同して家事や育児に参画できるよう、市民や事業所、団体を対象に講座を実施するなど、意識啓発を図るとともに、男女共同参画を推進します。	企画課

2-2-（2）父親の育児への参加促進

No.	事業名	事業内容	担当課
68	父子手帳の配布	夫婦で出産・育児に取り組むきっかけづくりとなるよう「パパ・ママ教室」の参加者に父子手帳を配布します。	保健相談センター
69	父親を対象とした子育て教室の開催	父親を対象に、男性の育児参加に関する講演会や、父親同士が交流し、悩みの共感、情報の共有ができる教室を開催します。	子ども福祉課

2-2-（3）企業の理解促進

No.	事業名	事業内容	担当課
70	ワーク・ライフ・バランスの啓発及び情報の提供	仕事と生活の調和の実現に向けて、多様で柔軟な働き方が選択できるよう、事業主や労働者に対し、意識の啓発を図るとともに、広報等を活用した情報提供を行います。	産業振興課
71	各種制度のPR	市内の事業所を対象に、市の広報紙や商工会会報等を活用し、父親の育児休業や子ども看護休暇制度が盛り込まれた育児・介護休業法などの各種制度をPRします。	産業振興課

2-2-（4）就職支援の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
72	内職相談の充実	子育てや介護などの理由により働きに出られない内職希望者に対し、求職の受付や相談、あっせんを行います。また、就業相談を含めた相談事業を検討します。	産業振興課
73	ハローワークからの求人情報の提供	毎週発行される「ハローワーク飯能求人情報」を市ホームページや庁舎 1 階ロビーに掲示します。	産業振興課

基本目標3 子どもが安心して暮らせるまち

基本施策3-1 子どもの安全の確保

■子どもの交通安全

子どもを交通事故から守るため、警察や学校、また関係団体や地域等が連携した協力体制のもとに、総合的な交通事故の防止に努めた取組が必要です。

■防犯活動

子どもを犯罪等の被害から守るため、関係団体や地域の協力のもとに、子どもを対象とする犯罪の取り締まりや通学路等のパトロール、犯罪等に関する敏速な情報提供や情報交換等が必要です。

■被害に遭った子どもの保護

犯罪や、いじめ、児童虐待等により被害を受けてしまった子どもに対して、再発防止に向けた地域の見守りをはじめ、子どもや保護者に対する相談援助など心のケアが求められています。

3-1-(1) 子どもの交通安全の確保

No.	事業名	事業内容	担当課
74	交通安全指導及び教室の実施	小・中学校の登下校時において、交通安全指導を行います。 また、保育所（園）、幼稚園、小・中学校、子ども会などを対象に、交通安全教室を開催し、交通安全の推進を図ります。	交通政策課
75	交通安全推進団体への支援	家庭、地域からの交通安全を推進するため、日高市交通安全母の会に対し、活動費を補助するなど支援します。 また、会員の拡大を図るため、母の会だよりの発行など活動のPRに努めます。	交通政策課

3-1-(2) 防犯活動の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
76	あんしんまちづくり学校パトロール隊事業の実施	小・中学生が犯罪被害にあわないよう、学校と地域等が一体となって防犯活動に取り組みます。 また、小・中学生の健全育成を図るため、全学校において、教職員やPTA、地域住民などのボランティアによるパトロールを行います。	学校教育課
77	防犯に関する情報提供	警察からの防犯情報を関係機関が連携して、児童や保護者等へ提供し、防犯意識を注意喚起します。	危機管理防災課 子ども福祉課 学校教育課

3-1-(3) 被害に遭った子どもの保護の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
78	被害児童に対する支援活動の推進	犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた児童の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、相談業務に携わる職員等の相談援助技能の向上を図り、児童や保護者に対する助言等、関係機関と連携したきめ細かな支援活動を実施します。	学校教育課 子ども福祉課 保健相談センター
79	DVや児童虐待への対応、相談窓口の普及	DV（ドメスティック・バイオレンス）や児童虐待被害者に対する相談、支援、一時保護等を関係機関と連携し、対応します。 また、相談窓口の普及を図ります。	企画課 子ども福祉課

基本施策3-2 子育てを支援する生活環境の整備

■良質な住宅や良好な居住環境

健康や生活の基盤となる住宅は、子どもを育てていく上では重要な要素のひとつとなります。子育て家庭の居住の安定につながるために、良質な住宅情報の提供が必要です。

■安全な道路交通環境

すべての人が安心して通行することができる道路交通環境の整備が求められています。
また、通学路においては、事故の危険性を少なくするため、歩道の整備など、安全で安心な歩行空間の確保が必要です。

■安心して外出できる環境

すべての人が安心して外出できるよう、公共施設等においては、「どこでも、だれでも、自由に、つかいやすい」というユニバーサルデザインの考え方による子育て環境整備が必要です。

3-2-(1) 良質な住宅及び居住環境の確保

No.	事業名	事業内容	担当課
80	良質な住宅確保のための情報の提供	市営・県営住宅等に関する情報を提供します。 また、県営住宅の入居選考に関しては、県条例で18歳未満の児童が3人以上いる世帯に優先的取扱いを実施している情報を提供します。	都市計画課

3-2-(2) 安全な道路交通環境の整備

No.	事業名	事業内容	担当課
81	交通安全施設の整備	すべての人が安心して歩ける道路環境をつくるため、交通安全施設の設置及び維持管理を行います。	交通政策課
82	歩道等の整備	すべての人が安全に安心して通行できるよう、歩道等の整備を進めます。	建設課

3-2-(3) 安心して外出できる環境の整備

No.	事業名	事業内容	担当課
83	図書館、生涯学習センター、公民館、総合福祉センター、文化体育館、総合公園など公共施設の施設整備	乳幼児と保護者などが、安全で楽しく活動できるように、授乳やオムツ交換ができるスペースを設置するなど、公共施設の施設整備に努めます。 また、利用者の要望に対し、柔軟に対応できるように努めます。	介護福祉課 都市計画課 教育総務課 生涯学習課 生涯学習課（公民館） 図書館
84	学校施設修繕事業の実施	小・中学生の安全確保と施設維持のため、各小・中学校の施設の修繕及び改修工事を行います。	教育総務課

基本施策 3-3 要保護児童への対応

■児童虐待防止対策

児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えるため、児童虐待防止に向けた発生予防から早期発見・早期対応、さらには保護・自立支援に至るまで切れ目のない総合的な支援が必要です。

このために、子育て中の親の精神的な負担の軽減体制の確立や、児童虐待の発生が疑われる場合には、福祉関係者のみではなく、保健、医療、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で、相互に情報を共有し、敏速かつ具体的な対策が行える支援体制の整備が重要です。

■ひとり親等の自立支援

ひとり親家庭が増加しているなかで、ひとり親家庭等における児童の健全な育成を図るためには、子育て・生活支援策、就業支援策及び経済的支援策についての支援が必要です。

■障がい児施策

障がいのある子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活を送ることができるよう、保健、医療、福祉、教育等の連携により、子どもの発達段階に合わせた適切な医療及び医学的な支援、教育における支援及び経済対策支援の充実が求められています。

また、障がいの有無に関わらず、ともに生活できる環境づくりが大切であり、そのため

には、相談体制の充実や、保育所（園）、幼稚園、学校での受け入れの推進等、各種の子育て支援事業との連携を図ることが必要です。

3-3-（1）児童虐待防止対策の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
85	乳児家庭全戸訪問事業の実施	すべての乳児のいる家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、地域の中で健やかに育成できる環境整備を図り、子育ての孤立化を防ぐ事業を実施します。	子ども福祉課 保健相談センター
86	養育支援訪問事業の実施	養育支援が特に必要と思われる家庭を対象に、家庭訪問による支援を行い、家庭の中での適切な養育の実施を確保する事業を実施します。	子ども福祉課 保健相談センター
87	要保護児童対策地域協議会の開催	福祉や保健、医療、教育、警察などの関係機関が相互に連携し、児童虐待等の発生予防や早期発見・対応を図るために、会議を開催します。	子ども福祉課
88	児童虐待相談体制の充実	通告者や被害者、当事者が児童虐待に関する相談をできるよう、家庭児童相談室や福祉関係機関等の周知に努めるなど事業を充実します。 また、職員等に対し、児童虐待防止に関する研修を行います。	子ども福祉課
89	人権教育推進事業の実施	子どもの人権を無視した児童虐待の発生を予防し、早期に発見できる地域社会をつくるために、すべての大人が児童虐待に対する認識を深めるための講演会などを行います。	生涯学習課
90	「児童の権利に関する条約」の普及啓発	子どもの権利擁護を推進するため、広報紙等を活用し、条約の普及啓発に努めます。 また、子ども自身が条約を理解できる企画を検討します。	子ども福祉課

3-3-（2）ひとり親家庭等の自立支援の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
91	母子（または父子）家庭自立支援教育訓練給付金の給付	母子家庭の母または父子家庭の父が適職に就くために必要な資格や技能を身に付けるため、市が指定する教育訓練講座を受講する場合に、その費用の一部を助成します。	子ども福祉課
92	母子（または父子）家庭高等職業訓練促進給付金等の給付	母子家庭の母または父子家庭の父が看護師などの就職に有利な資格取得のため、2年以上養成機関で修業する場合に、一定期間について手当を給付します。 また、養成過程の修了後に修了支援給付金を給付します。	子ども福祉課
93	母子・父子自立支援員の配置	ひとり親家庭及び寡婦に対し、職業能力の向上や求職活動に関する支援、自立に必要な情報提供や相談などを行うため、母子・父子自立支援員を配置します。	子ども福祉課
94	児童扶養手当の支給	18歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の母親または父親もしくは養育者に対し、生活の安定と自立の促進を図るため、手当を支給します。	子ども福祉課
95	ひとり親家庭等医療費支給事業の実施	ひとり親家庭の児童と母親もしくは父親または両親のいない児童と養育者が、安心して医療を受けられるよう医療費の一部を助成します。	子ども福祉課
96	助産施設入所措置事業の実施	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により病院などで出産できない妊産婦を対象に、助産施設入所の措置を行います。	子ども福祉課
97	母子生活支援施設入所措置事業の実施	さまざまな問題によって、児童の養育が困難な母子をともに施設に入所させ、保護します。 また、生活や住宅、教育等さまざまな問題について相談に応じ、自立を支援します。	子ども福祉課

3-3-(3) 障がい児施策の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
98	障がい児への訪問による相談及び支援	障がいがある子どもの発達を支援するため、家庭訪問による相談及び支援を行います。	保健相談センター
99	発育発達相談など相談事業の実施	乳幼児健康診査などで、心身の発達がゆるやかと思われる子どもとその保護者を対象に、医師などの専門職による疾病の早期発見や適切な相談支援を行います。 また、保護者が安心して子育てができるよう、保健相談センターでの相談機能を充実します。	保健相談センター
100	福祉幼児教室（つくしんぼ教室）の充実	心身の発達がややゆるやかな子どもとその保護者を対象に、子どもの発達とよりよい親子関係の形成を支援する教室を開催します。 また、教室の事業内容を充実します。	子ども福祉課
101	保育所（園）や学童保育室などでの障がい児受け入れ体制の整備	障がいや発達に遅れのみられる幼児や児童を対象に、加配保育士等を配置するなど、保育所（園）や学童保育室などでの受け入れ体制を整備します。	子ども福祉課
102	心身障がい児通園奨励費補助金の支給	特別支援学校に通園・通学している障がい児の保護者を対象に、通園・通学を奨励するため、保護者の経済的負担を軽減します。	社会福祉課
103	補装具の交付・修理及び日常生活用具の給付・貸与	身体障がい者手帳の交付を受けた身体障がい児（者）を対象に、自立を支援するため、補装具の交付や日常生活用具の給付・貸与を行います。	社会福祉課
104	障がい児福祉手当の支給	在宅の重度障がい児を対象に、福祉の増進を図るため、手当を支給します。	社会福祉課
105	障がい福祉サービス給付事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、居宅介護、短期入所などの各種サービス給付を行います。 また、児童福祉法に基づき、児童発達支援、放課後等デイサービスなどのサービス給付を行います。	社会福祉課
106	障がい児（者）生活サポート事業の実施	在宅の身体障がい者手帳及び療育手帳、精神保健福祉手帳の交付を受けている障がい児（者）を対象に、障がい児の福祉の向上と介護者の負担軽減を図るため、市に登録された民間サービス団体を利用し、介護人の派遣等を行います。	社会福祉課
107	移動支援事業の実施	屋外での移動に困難がある障がい児（者）について、外出のための支援を行います。	社会福祉課
108	日中一時支援事業の実施	障がい児（者）の日中における活動の場を確保し、障がい児等の家族の就労支援及び日常的に介護をしている家族の一時的な休息の確保を行います。	社会福祉課
109	障がい児（者）のための医療費の助成	重度心身障がい児（者）を対象に、障がい児の保健と福祉の向上を図るため、医療費の助成を行います。	保険年金課
110	障がいについての理解を促すための市民への啓発	市民に対し、障がい者に対する「心の壁」を取り除くため、市の広報等を活用し、「障がい者の日」を周知するなど啓発を行います。	社会福祉課
111	福祉スポーツ大会の開催	スポーツなどを通じて、障がい児（者）相互、あるいは障がいのない人との交流が促進されるよう、スポーツ大会を開催します。	（社会福祉協議会）
112	小・中学校での福祉教育の実施	小・中学生を対象に、社会福祉に関する問題を解決する実践力を身につけるため、地域や老人福祉施設、障がい児（者）施設、特別支援学校との交流を行います。	学校教育課

基本目標4 子どもが楽しく遊び、学べるまち

基本施策4-1 子どもの遊びへの支援

■子どもの居場所の確保

遊びは子どもたちにとって大きな楽しみであり、自然や友だちとふれあいながら遊ぶことで、地域の中で子ども同士の仲間意識や社会性の基礎が形成され、児童健全育成において重要な意味をもっています。

また、地域の協力を得て、スポーツや文化活動等を目的とした放課後における子どもの居場所づくりも必要です。

4-1-（1）身近で魅力ある遊び場の整備

No.	事業名	事業内容	担当課
113	既存公園（都市公園、ちびっ子広場、子ども広場、田波目ふれあい広場、巾着田及びふれあい広場、総合公園）の充実	子どもやその保護者が、子どもの年齢に応じて、安全で快適に楽しく過ごせる場を提供するために、公園などを維持管理（総合公園は指定管理者制度による管理）します。 また、利用者の参画による維持管理を検討するなど事業内容を充実します。	環境課 産業振興課 子ども福祉課 都市計画課
114	巾着田及びふれあい広場を活用した多様な交流事業の充実	子どもとその保護者が、日高の自然や季節を感じられる機会を提供するために、広場等を維持管理します。 また、自然体験を通じ、市内外の親子同士の交流事業の実施を検討するなど事業内容を充実します。	産業振興課
115	児童遊園地遊具整備事業の実施	地域からの要望により、公会堂や神社等の敷地内に設置した児童遊園地遊具の維持管理等を行います。	（社会福祉協議会）

4-1-（2）子どもの居場所の確保

No.	事業名	事業内容	担当課
116	放課後子ども教室の実施	小学生を対象に、放課後の学校施設を利用して、地域のボランティア指導員によるスポーツや伝承遊び、工作などを通じ、地域との交流を図るとともに、教室が全地域に広がるよう支援します。 また、放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブとの一体型または連携型の実施に向け、関係機関との調整を図ります。	生涯学習課

基本施策4-2 多様な体験機会の確保

■多様な体験機会

子どもの自主性や豊かな心、健やかな体の育成は、子どもが主体的に関わる活動や地域特有の自然・文化にふれることで形成されます。

次代の社会を担う子どもが、個性豊かに生きる力を身に付けるためのさまざまな取組が求められています。

4-2-（1） 地域活動の促進

No.	事業名	事業内容	担当課
117	地域活動・ボランティア活動の推進	小・中学生を対象に、社会性や思いやりの心を育むため、子どもたちがボランティアとして地域活動や公民館活動に参加できるよう事業実施に努めます。	生涯学習課（公民館）
118	ひ・まわり探検隊事業の実施	小学生の夏季休業にあわせ、スタンプラリーや体験教室など、さまざまな体験を通じて、日高市について学ぶ機会を提供します。	生涯学習課
119	民間活力による青少年対策促進事業の実施	「地域の子どもは地域で守る」を合言葉に、地域、家庭、青少年関係団体等が互いに連携し一体となり、多くの市民が参加する青少年育成のための活動を展開します。また青少年関係団体を支援します。	生涯学習課
120	日高市民まつりの開催	「ふるさと日高、元気な日高」を創出するため、日高の産業に親子で親しみ、楽しめるイベントを開催します。	産業振興課
121	あいあいまつりの充実	総合福祉センターにおいて、福祉ボランティア団体による出店や活動PR、フリーマーケット、また、子ども向けアトラクションを行い、親子で楽しめる福祉・ボランティアの祭典を行います。	（社会福祉協議会）

4-2-（2） 文化・芸術活動の促進

No.	事業名	事業内容	担当課
122	「布の絵本」事業の実施	すべての子どもたちのために視覚や触覚により多角的に学べるように、ボランティア団体が作成した布の絵本を、貸出や学校訪問などで使用できるよう整備します。	図書館
123	本との出会い・読書ふれあい事業の実施	図書館が中心となり、ボランティアや学校と協力して「おはなしポケット」「チムチムくらぶ」「かがくあそび」、また、学校を訪問しての「おはなし会」「ブックトーク（本の紹介）」の講座を実施します。	図書館
124	図書館での子ども映画会などの開催	親子で楽しめる内容の映画を上映する子ども映画会を開催します。また、上映した映画の原作本を紹介するなど、読書活動の推進に努めます。	図書館
125	新春ファミリーコンサートの開催	生演奏のクラシックコンサートを親子で鑑賞することで、家族のコミュニケーションを深めるとともに、子どもたちの情操を育むことを目的に、コンサートを開催します。	生涯学習課
126	子ども俳句展の開催	小学生を対象に、夏季休業を活用して子どもたちに俳句を詠んでもらい、優秀作品を俳句展において展示します。また、優秀作品を印刷し、来場者等に配布します。	生涯学習課

4-2-（3） スポーツ・レクリエーション活動の促進

No.	事業名	事業内容	担当課
127	各種スポーツ教室の開催	小学生以上を対象に、市体育協会に登録する団体に委託し、水泳教室などの各種スポーツ教室の開催を支援します。	生涯学習課
128	各種スポーツイベントの開催	中学生以上を対象に、ソフトバレーボール大会などを通じ、健康・体力づくりを支援します。 また、「日高かわせみマラソン大会」など親子でスポーツに親しめるイベントの開催を支援します。	生涯学習課
129	スポーツ少年団の育成	小学生の健康と体力の増進などを図るため、各種スポーツの指導を行う団体を育成します。	生涯学習課

4-2-（4） 自然・環境活動の促進

No.	事業名	事業内容	担当課
130	節水や水の再利用の啓発及び普及	小学生を対象に、水道施設の見学を受け入れ、節水や水の再利用思想の普及を図ります。	水道課
131	生活・自然活動体験の充実	小・中学生を対象に、世代間・地域間交流を図り、創造力豊かなたくましい子どもの育成に努めるため、農業体験、合宿通学などの生活体験やさまざまな自然体験事業を実施します。	生涯学習課（公民館）
132	自然観察会における親子参加事業の充実	定例自然観察の中で、夏季休業などに、親子で参加できるようなメニューを組み入れるなど、内容を充実します。	環境課
133	清流保全対策事業の実施	小・中学生を対象に、清流保全意識の啓発を図るため、ポスターを募集し、市民まつり会場及び市役所ロビーなどに展示します。	環境課

基本施策 4-3 特色ある教育の充実

■個性を生かす幼児・学校教育と教育相談体制

幼児期は人格形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえて、家庭や保育所（園）、幼稚園、小・中学校、地域が連携した教育環境の整備や教育相談体制が必要です。

また、次代の社会を担う子どもが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、子どもの実態を踏まえ、学校・家庭・地域の教育力を向上させるための取組が求められています。

■特別支援教育

障がいのある子ども及びその親にとって、一人ひとりのニーズに合った適切な学校教育を受けることは重要です。

障がいの状態などに応じて、きめ細かな教育的支援を行うために、各学校等における特別支援体制の充実や、学校生活の中で障がいの有無に関わらず、ともに生活し、互いに成長しあう環境の整備が求められています。

4-3-（1）個性を生かす幼児・学校教育の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
134	AETを活用した国際理解教育の実施	各学校区に1人ずつ、英語を母国語とした外国人の英語指導助手を採用し、小・中学生を対象に、国際理解教育を行います。	学校教育課
135	中学生海外派遣事業の実施	中学生を対象に、海外での生活体験による国際理解を図るため、海外に派遣する事業を実施します。	学校教育課
136	教育機器等の整備	小・中学生の学習意欲の向上や授業等の円滑な進行を図るため、教育機器等を整備し、社会の変化に対応した教育環境を整備します。	学校教育課
137	学校施設等利用促進事業の実施	余裕教室などの施設を、地域住民が有効活用し、学校と地域との交流、連携を図ります。	教育総務課 学校教育課
138	教育の情報化の推進	小・中学生を対象に、情報教育の推進を図るため、各学校のコンピュータ教室の施設や教育内容を充実します。	学校教育課
139	保育所（園）、幼稚園の情報提供	保育や教育内容に関するパンフレットを配布し、情報を提供します。	子ども福祉課

4-3-（2）教育相談の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
140	ふれあい相談員やスクールカウンセラーによる相談の実施	小・中学生とその保護者、教員を対象に、教育相談を行います。 また、専門的知識を持つスクールカウンセラーによる相談を行います。	学校教育課
141	教育相談室での教育相談の実施	教育相談員が保護者や教員の相談にあたり、問題解決に必要な指導や助言を行います。	学校教育課
142	学校適応指導教室「コリイカ」での支援	教育指導員により、不登校児童・生徒の適応指導に関わる相談と援助等を行います。	学校教育課
143	子どもの学習支援事業	生活保護受給世帯及び生活困窮者世帯の中学生、高校生を対象に学習支援・進路相談を行います。	社会福祉課

4-3-（3）特別支援教育の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
144	就学支援事業の実施	就学予定の障がいのある幼児や小・中学生の保護者を対象に、就学についての指導や相談を行います。	学校教育課
145	特別支援学級の設置	小・中学校に通う障がいのある児童生徒を対象に、一人ひとりに合った適切な教育を推進する学級を設置します。 また、通常の学級に通う児童生徒との交流の機会の確保に努めます。	学校教育課

基本施策4-4 次代の親の育成

■いのちの大切さと生きる力を学ぶ機会

次代の社会を担う子どもたちが、生命の神秘さや尊さを学べるように乳幼児や妊産婦とふれあう機会や、社会の一員として自立できるように、将来の望ましい勤労観や夢が持てるような教育が必要です。

■家庭や地域の教育力

核家族化や地域的なつながりの希薄化などの家庭や家庭を取り巻く社会環境の変化から、家庭や地域における教育力の低下が指摘されています。

家庭の教育力を向上させるためには、親が学びや経験を通じて、親として育つよう支援することが重要です。

このために、子育てサービスや子育て情報の提供、子育て相談等の機会を利用した、子育て講座などの学習機会の提供が必要です。

■有害環境対策

書籍やテレビ、映像ソフト、ウェブサイト等における性や暴力等に関する有害情報、また、インターネット上のいじめ等は、子どもたちにとって悪影響を与えると懸念されています。

また、これらは携帯電話やインターネット等の普及により、子どもたちにも容易に閲覧できる状況にあります。

このため、携帯電話及びインターネット等におけるフィルタリングや各種サービスの普及促進に努める必要があります。

4-4-（1） いのちを大切にする機会の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
146	小・中学生と幼児とのふれあい体験の実施	次代の親となる小・中学生に対し、いのちの大切さを実感できるよう、幼児とふれあう機会をつくります。	学校教育課
147	子どもの心と健康への支援	小児精神保健医療に関する情報の提供を行うなど、子どもの心と健康への支援を行います。	保健相談センター
148	学校人権教育推進事業の実施	学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の意識を高める教育を行います。	学校教育課

4-4-（2） 生きる力の育成に向けた教育環境の整備

No.	事業名	事業内容	担当課
149	中学生職場体験事業の実施	中学生を対象に、将来の進路選択の参考となるよう、市内の農家や商店、工場、企業、公共施設においてさまざまな職場体験活動を行います。	学校教育課

4-4-（3） 家庭や地域の教育力の向上

No.	事業名	事業内容	担当課
150	幼児家庭教育学級の充実	幼児の保護者を対象に、家庭での教育のあり方や子どもへの接し方を学ぶ機会を提供します。 また、参加者同士の交流から、子育てに役立つ情報を交換し合えるよう、支援内容を充実します。	生涯学習課（公民館）

151	社会教育指導員の配置	子育て中の保護者やPTAなどの社会教育関係団体を対象に、家庭教育や人権教育を行う専門的知識を持った指導者を配置します。	生涯学習課
-----	------------	---	-------

4-4-(4) 有害環境対策の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
152	非行防止対策の推進	中学校や日高高等学校の生徒を対象に、青少年育成日高市民会議等の協力により、薬物乱用防止キャンペーンや啓発リーフレットを配布するなど非行の防止に努めます。	生涯学習課
153	青少年に有害な環境対策の推進	青少年育成日高市民会議等の協力のもと、青少年に有害なピア等の排除や非行及び犯罪を未然に防止するために、夜間パトロール等を行います。	生涯学習課
154	インターネット等による有害情報へのアクセス防止	各学校とNPO法人が連携をし、児童生徒・保護者に有害情報へのアクセス防止等の指導、情報提供、啓発活動をしします。	学校教育課

第6章 計画の推進体制と進捗管理

1 計画の推進体制

本計画の推進は、行政だけでなく、さまざまな分野での連携が必要であり、家庭をはじめ、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

また、計画に定めた子育て支援に係る事業などの施策の浸透を図るため、広報を積極的に行っていきます。

2 計画の点検・評価などの進捗管理

本計画に定めた施策の推進に向けて、施策の実施状況の点検・評価などを行い、必要に応じて修正、改善を図ることが大切です。

このため、本計画の策定の中心的な役割を担った「日高市児童福祉審議会」において計画の点検・評価をしていきます。



資料編

1 計画策定の経緯

期 日		主 な 内 容 等
平成25年度	6月3日 ～ 6月28日	子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査（幼稚園園児）
	11月18日 ～12月2日	子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査（就学前児童・学童保育室利用者）
	平成26年 2月5日	日高市福祉計画検討委員会 ・子ども・子育て支援制度の概要 ・子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査結果について ・教育・保育の提供区域の設定について ・今後のスケジュールについて
	2月12日	平成25年度 第2回 日高市児童福祉審議会 ・委員（市民公募による子育て当事者）の委嘱 ・条例改正後の児童福祉審議会について ・子ども・子育て支援新制度について ・子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査結果の報告 ・教育・保育の提供区域の設定について ・今後のスケジュールについて
	3月20日	日高市福祉計画検討委員会（庁内メール） ・子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出状況について ・幼稚園の預かり保育の利用状況等に関するアンケートの結果報告 ・放課後児童クラブ利用保護者アンケートの結果報告
	3月20日	平成25年度 第3回 日高市児童福祉審議会 ・子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出状況について ・幼稚園の預かり保育の利用状況等に関するアンケートの結果報告 ・放課後児童クラブ利用保護者アンケートの結果報告
平成26年度	5月19日	日高市福祉計画検討委員会（庁内メール） ・子ども・子育て支援事業計画の概要・ニーズ量などについて
	5月21日	平成26年度 第1回 日高市児童福祉審議会 ・子ども・子育て支援事業計画の概要・ニーズ量などについて
	7月2日	日高市福祉計画検討委員会 ・計画の進捗状況、次世代育成支援行動計画の取扱い等について

期 日		主 な 内 容 等
平成 26 年 度	8月27日	平成26年度 第2回 日高市児童福祉審議会 ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに 提供体制の確保の内容及びその実施時期について ・次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長と新計画について
	12月 4日	平成26年度 第3回 日高市児童福祉審議会 ・子ども・子育て支援事業計画（案）について ・次世代育成支援行動計画個別施策（案）について
	平成27年 1月14日	平成26年度 第4回 日高市児童福祉審議会 ・子ども・子育て支援事業計画／次世代育成支援行動計画 -第2期 ：前期計画-（案）について
	1月16日 ～ 2月 6日	計画（案）に関する市民コメント募集 意見提出者18人 意見数37件
	2月26日	日高市福祉計画検討委員会（庁内メール） ・計画（案）に対する意見照会について
	3月 6日	平成26年度 第5回 日高市児童福祉審議会 ・市民コメントの結果について ・計画書の概要版について

2 日高市児童福祉審議会条例及び名簿

日高市児童福祉審議会条例

平成12年9月26日条例第41号

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項の規定に基づき児童等の福祉に関する事項を調査審議するため、及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき同項に規定する事務を処理するため、日高市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月27日条例第8号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年10月1日条例第26号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の日高市児童福祉審議会条例の規定により委嘱された委員は、改正後の日高市児童福祉審議会条例の規定により委嘱されたものとみなす。

3 改正後の日高市児童福祉審議会条例の規定により委嘱された委員（前項の規定により委嘱されたものとみなされた委員を含む。）の任期は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成26年4月30日までとする。

日高市児童福祉審議会 委員名簿

(敬称略)

区 分	職 名	氏 名	備 考
児童又は知的障がい者の福祉に関する事業に従事する者	委 員 長	関 根 美智子	
	副委員長	高 木 祥 子	
		野々宮 加代子	
		柳 原 のぞみ	
		相 澤 美智子	
学識経験のある者		北 田 文 子	
		森 沢 幸 博	
		木 村 たき子	
		小鹿野 敬 巳	平成26年3月まで
		本 橋 勝 政	平成26年5月から
		森 田 一 幸	
市民（子育て当事者）		井 口 安 奈	平成26年3月まで
		中 村 陽 子	平成26年5月から
		滝 沢 智恵子	平成26年12月まで

3 日高市福祉計画検討委員会設置規程

日高市福祉計画検討委員会設置規程

平成18年3月27日訓令第2号

(設置)

第1条 日高市事務組織規則（平成17年規則第31号）第13条の規定に基づき、日高市福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる計画の策定及び見直しその他当該計画に係る必要な事項について調査審議する。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画
- (4) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画
- (5) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に規定する市町村行動計画
- (6) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、健康福祉部長の職にある者をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会の事務を掌理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に出席する委員を指名することができる。

(作業部会)

第6条 委員会に、所掌事務に係る専門的事項を調査研究するため、別表第2に掲げる作業部会を置く。

2 作業部会の委員は、職員のうちから市長が任命する。

3 作業部会に、部会長及び副部会長を置き、作業部会の委員の互選により定める。

4 部会長は、作業部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 作業部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

7 部会長は、会議が終了したときは、その経過及び結果を整理し、委員長に報告するものとする。

(関係職員の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係職員から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日訓令第2号抄）

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日訓令第5号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日訓令第5号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月8日訓令第10号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月25日訓令第1号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月24日訓令第1号）

この訓令中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日訓令第1号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

健康福祉部長

総務課長

危機管理防災課長

秘書課長

企画課長

財政課長

交通政策課長

税務課長

市民課長

環境課長

産業振興課長

社会福祉課長

介護福祉課長

子ども福祉課長

保険年金課長

保健相談センター所長

建設課長

都市計画課長

学校教育課長

生涯学習課長

別表第2（第6条関係）

地域福祉計画策定作業部会

障害者計画策定作業部会

障害福祉計画策定作業部会

高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定作業部会

次世代育成支援行動計画策定作業部会

子ども・子育て支援事業計画策定作業部会

4 子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査の概要

(1) 調査の目的

子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域の子育て支援の現在の利用状況や利用希望を把握することを目的としてアンケート調査を実施しました。

(2) 調査の種類、対象者及び実施概要

本調査は、日高市に在住の就学前児童、学童保育室利用者及び幼稚園園児の保護者を対象に実施しました。調査の種類と対象者数及び実施概要は、下表のとおりです。

●調査の種類と対象者

調査の種類	対 象 者	対象者数
就学前児童	平成 25 年 10 月 1 日現在、住民基本台帳に掲載されている就学前の児童を無作為抽出	3, 1 1 4 人
学童保育室利用者	学童保育を利用している小学 1 年生から 3 年生までの児童（2 人以上利用している場合は、下の児童）	3 5 8 人
幼稚園園児	幼稚園に通園している園児	8 7 5 人

●実施概要

調査の種類	対象地域	調査形式	配布・回収方法	調査時期
就学前児童	日高市全域	アンケート調査	郵送配布 郵送回収	平成 25 年 11 月 18 日 ～12 月 2 日
学童保育室利用者			手渡し配布 手渡し回収	
幼稚園園児				平成 25 年 6 月 3 日 ～6 月 28 日

(3) 回収結果

この調査の回収結果は、下表のとおりです。

調査の種類	調査票配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1, 0 1 8	4 8 3	4 7. 4 %
学童保育室利用者	3 5 8	2 9 6	8 2. 7 %
幼稚園園児	8 7 5	7 9 5	9 0. 9 %

日高市
子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援行動計画 - 第2期：前期計画 -
— 子どもが まんなか 子育て応援団ひだか —

平成 27 年 3 月発行

発 行／日高市

編 集／日高市 健康福祉部 子ども福祉課

〒350-1292 日高市大字南平沢 1020 番地

電 話 042-989-2111（代表）

ホームページ <http://www.city.hidaka.lg.jp/>
